

# 令和6年玉村町議会第3回定例会会議録第2号

---

令和6年9月3日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和6年9月3日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美恵子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

## ○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

2日に引き続き順次発言を許します。

初めに、1番羽鳥光弘議員の発言を許します。

〔1番 羽鳥光博君登壇〕

◇1番（羽鳥光博君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆様、誠にありがとうございます。議長の許可が出ましたので、質問通告に従いまして3問ほど質問をさせていただきます。

初めに、オリンピックで活躍できる選手を育む運動施設の設置についてでございます。1番といたしまして、オリンピックにおけるスケートボード競技の影響と町民の運動促進について、東京2020及びパリ2024オリンピックにおけるスケートボード競技での日本選手の活躍が、町民、特に若い人に与えた影響について町はどのように考えますか。

2番目といたしまして、壁打ちコートとスケートパークの設置の必要性についてでございます。

（1）、現在町内にはどのような運動施設があるか。また、運動施設に対する町民からの要望についての調査結果や町民からの意見はあるか。

（2）、壁打ちコートやスケートパークの設置に対する町民のニーズや要望があるか。

（3）、町では壁打ちコートとスケートパークの設置に関する具体的な計画やスケジュールはあるかということでございます。

次の質問に行きます。外国籍の住民についてでございます。社会的に多様性や共生が叫ばれていますが、日本人の多くは多様性や共生に疲れ、もしくは懐疑的になっているのではないのでしょうか。日本はいつから多国籍国家になったのか心配であります。外国籍の住民が日本国内で暮らす上で、日常生活におけるごみの問題をはじめ、雇用、医療、福祉、教育、犯罪、文化等の場面で見られる実態に際して、社会的に様々な問題があります。政府は、この3月に外国人労働者確保のため、2024年度から5年間、受入れ枠を82万人とすることを閣議決定いたしました。入管難民法の改正により、妻子の来日が認められることになり、今後は言語が通じない子供がさらに増えると予測され、教育現場は外国籍児童生徒の対応に追われ、これまで以上に労力が注がれることとなります。この教育分野に限って言えば、国は高等教育機関、研究機関における情報、技術の国外流出対策の徹底、日本人留学生よりも経済水準を考慮しない外国人留学生への奨学金優遇の制度を見直すべきであると考えてお

ります。そこで、外国籍の住民が増加している玉村町における課題について伺います。

(1)、玉村町の外国籍の住民は何人で何世帯か。その傾向はどうか。

(2)、玉村町に居住する外国籍の住民の国民健康保険税を含めた町税の納税状況はどうか。言語の問題で課税及び収税で苦慮していることはないか。また、水道料金と下水道料金ではどうか。

(3)、玉村町内に居住する外国人のごみの出し方等の社会生活上の問題で、その対応に苦慮していることはないか。町は外国人の住民登録や国民健康保険の加入申請の際に、住民として暮らす上での法令及び社会生活上のルールの説明はどのように行っているか。それを守れなかったときの注意や是正措置をどのように行っているか。

(4)、外国籍の住民の子供は玉村町の保育所、幼稚園、小学校、中学校に何人在籍しているか。その傾向はどうか。教育上、特に苦慮している点は何か。福祉、教育にかかる費用は日本人と同じであるか。

最後に(5)、玉村町は、増える外国籍の住民をどのように考え、どう取り組んでいこうとしているのかでございませう。

最後の3番目の質問に行きます。水道水の安定供給についてでございませう。水道料金改定の主要因と今後の改定計画はどうであるか。

(2)、水道水の安全性について、飲み水に影響があるとされる有機フッ素化合物、PFASの水道原水への水質調査を町は行ったとの報道があったが、その調査結果の詳細はどのようなものであったか教えていただきたいと思ひます。

(3)、最後です。近時、水道管破断事故が各地で報道されていますが、人工知能、AIを活用した水道の配水管点検の合理化に取り組んでいる自治体が全国にございませう。水道管の耐用年数が40年とされる中で玉村町の取組はどうかでございませう。

以上で1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

◇議長(石内國雄君) 町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) おはようございませう。それでは、羽鳥光博議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、オリンピックで活躍できる選手を育む運動施設の設置についてのご質問は教育長からお答えいたします。

次に、外国籍の住民についてのご質問にお答えします。まず、1点目の玉村町の外国籍の住民についてですが、令和6年8月1日現在の住民基本台帳によると、1,528人となっております。また、世帯数につきましては1,096世帯であります。国籍別では、38か国もの国々の方々玉村町内で暮らしてあります。傾向につきましては、人口急増が始まった平成3、4年の頃には、100人程度でありましたが、20年前の平成17年では825人で478世帯でありました。また、平成26年の500人台を底に、10年前の平成27年には625人、世帯数337世帯まで落ち込みましたが、

入国管理法の改正や難民認定法等の施行、新たな在留管理制度の導入などにより、平成30年10月には1,000人を超えました。令和元年からは、新型コロナウイルス感染症の蔓延により増加が鈍化しましたが、コロナ禍が落ち着き始めた令和4年頃から増加が加速し、現在に至っております。

次に、2点目の納税状況と水道料金、下水道料金の状況についてですが、まず外国籍の方の町税の納付状況についてお答えします。まず、令和6年度当初における外国籍の方の納税義務者数及び滞納者数ですが、個人住民税は納税義務者数1,211人のうち、滞納者数157人、固定資産税は納税義務者数55人のうち、滞納者数2人、軽自動車税は納税義務者数204人のうち、滞納者数9人、国民健康保険税は納税義務者数122人のうち、滞納者数75人となっております、これらを単純に合計した納税義務者数は延べ1,592人で、うち滞納者数は延べ243人、約15%となっております。なお、日本人を含めた町税全体の滞納者数1,022人のうち、外国人の占める割合は約24%となっております。また、令和6年度当初における外国籍の方の町税滞納金額については、延滞金を含め約2,561万2,000円であり、日本人を含めた町税全体の滞納金額約1億8,560万5,000円のうち、約14%の割合となっております。

言語の問題については、主に窓口対応において、日本語がうまく話せない方や聞き取れない方への対応に苦慮することがあります。納税証明書や課税証明書等の税関係証明書の発行については、外国語に翻訳した説明文の用意もありますが、課税及び収税の詳細な内容については、外国語で説明することは極めて困難であるため、日本語が理解できる方の同行を求めることもあります。また、収納関係においては、スマートフォンの翻訳アプリを使いながら納税相談等を行うこともあります。現状では、窓口来庁及び電話をかけてこられる外国籍住民については、日本語が分かる方であるか、日本語が分かる方と同行される方が多数ですが、今後町内の外国籍の居住者の増加に伴い、税の仕組みや納付方法等について、外国語の説明文を用意するなど、より一層課税、納税に対する理解を深めていただき、滞納となる外国籍の方々が増加することがないよう、納税を促していきたいと考えております。

次に、水道料金と下水道使用料ではどうかということですが、一時的に住まれた方の中には、休止の連絡をせずに帰国してしまう人もおり、未納となってしまうケースがあります。ただし、特別割合が高いといったことはありません。

また、言語による問題では、開始や休止の連絡時に発音やアクセントによって名前などの聞き取りに苦慮することもございますが、特別弊害はありません。

次に、3点目のごみの出し方等の問題、住民登録や国民健康保険加入時等のルールの説明、またそれらを守れなかったときの注意や是正措置についてですが、まずごみの出し方などの社会生活上の問題では、羽鳥議員がおっしゃるように、その対応に苦慮しているところでございます。外国籍住民のごみの出し方について、地区役員の皆様からルールが守られていないごみステーションがあり、その対応に苦慮しているという相談があります。これは、外国籍住民にとって、自国の文化の違いや自治体によって異なる分別方法やルールを理解するのが難しいことが要因と思われる。なお、ごみ出し

ルールが守られていないステーションがあると相談を受けた場合には、地区役員さんとの立会いの下、口頭での注意、説明を行っています。

また、町では、外国籍住民に向け、ごみと資源の出し方・分け方の英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語版を作成し、希望があった地区、企業、アパートの管理会社などに配布をしております。また、スマートフォンでごみ出し日をお知らせするアプリのさんあ〜もごみと資源の出し方・分け方と同様、4か国語に対応しております。

先進的な取組をしている市町村に状況を伺っても、外国籍住民によるごみの問題は発生していません。技能実習生などは、管理機関に日本でのマナーや日本語教育が義務づけられておりますが、各自自治体によって異なるごみの出し方を理解することは難しいと考えられ、異国でのマナーを知らず、自国の習慣のままごみを捨ててしまうことは全国的な問題となっております。

町としては、住民として暮らす上での法令及び社会生活上のルールの説明をする場面が少なく、大手の企業や人材派遣会社に情報をお伝えしてもらうよう依頼しているのが現状です。また、玉村町国際交流協会の日本語教室に通う学習者などには話を伝えることはできますが、限られた人数にお伝えただけでは解決することはできません。国でも、日本でのマナーを動画で配信しており、群馬県でも文化共生・共創ポータルサイトというホームページで発信していますので、転入の際はそこにつながってもらえるよう案内していく方法を模索しています。

外国籍の方々が転入するときに、必ず本人に案内できるとは限りませんので、引き続き企業、派遣会社、管理機関との連携を密に図っていきたいと考えています。また、生活ルールを守れなかったときの是正については、現在区長や地区の皆様にご苦勞をおかけしているところですが、町は伊勢崎警察署に事務局のある伊勢崎・佐波国際連絡協議会のメンバーでもあることから、警察とも連携し、企業へ出向いて講座や講話をお願いすることがありますので、そういった場での啓発も考えています。

それから、外国籍の方々の転入の際には、日本人の転入者と同様に居住する地区の区長への連絡を促し、そのほか生活する上で必要な手続を各課で行うよう案内しています。そのときに、ごみ出しカレンダー等は国籍等に応じて英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語のものを渡し、説明を行っております。

また、国民健康保険の加入時の手続に関しては、日本人と同様に加入後の国民健康保険税の説明や、国民健康保険から社会保険に切り替わったときの手続の必要性の説明などを行っております。現在、国籍別の説明資料等の作成を進めているところです。

次に、4点目のご質問について、外国籍の住民の子供は玉村町の保育所、幼稚園、小学校、中学校に何人在籍しているか。その傾向はどうか、教育上特に苦慮している点は何か。福祉教育にかかる費用は日本人と同じであるかのご質問のうち、保育所についてお答えいたします。町内の保育所、認定こども園に在籍している町内在住の外国籍児童は、令和6年8月1日現在で34名となっております。また、玉村町に住所を有し、伊勢崎市の保育所へ通園している外国籍児童が1名います。国籍として

は、フィリピンが22名と最も多く、ネパールが3名、バングラデシュ、中国、ブラジル、ベトナム、ミャンマー、ペルー等の国籍を有する児童がそれぞれ1名から2名程度となっています。

子ども育成課の窓口や保育所では、保護者とのコミュニケーションにおいて苦慮することもあります。日本語を理解している保護者も一定数いる中で、日本語に不安のある保護者とは、スマートフォンの翻訳機能を使用したり、あるいは保護者自身が日本語を話せる知人等を通訳として連れてきたりすることもあります。このような形で日本語が話せない保護者とも意思疎通を図っており、行き違いやトラブルとならないように対応しています。また、子供たち自身は年齢も低いため、保育所の集団生活の中で自然と保育士の話す内容を理解できるようになっていくように思われます。

そして、費用の負担についてですが、保育料や副食費、教材費といった保護者負担、あるいは保育所に入所するための要件についても、国籍を問わず、全員が日本人と同じ基準となっています。

最後に、5点目の増える外国籍の住民をどのように考え、どう取り組んでいこうと考えているかのご質問についてですが、外国籍住民が増え、その外国籍住民が集合しているコミュニティーをつくれれば、日本人も不安を感じることはあると思います。しかし、一方で、外国籍の方々はもっと不安で、言葉も不自由で地域になじめずに暮らしていることは容易に想像できると思います。まずは地域住民と交流する中で顔の見える関係を構築し、お互いの不安や文化の違いなどの溝を少しずつ解消していけるよう、町としても様々な支援を展開していきたいと考えております。どんな方法がいいのか、どんな情報が必要なのか、ニーズ調査のためのアンケートを行うべく現在準備等を進めております。これには、昨年度に発足した玉村町多文化共生地域づくり検討委員会の委員の皆様のお知恵を拝借しております。また、今後の町としての取組についてもお知恵を拝借していきたいと考えております。

人口減少社会の中で、労働力不足はもはや外国籍の方々のお力をお借りしなければ経済は立ち行かない日本です。さきの入国管理法の改正により、玉村町でもこれからますます外国籍住民の方々が増えていくと予想されます。そのような中、玉村町内はもちろん、玉村町周辺で働く外国籍の方々と日本人住民が共生できる方法は徐々に変わっていくと思いますので、今後何がよいのか、何をしていけばよいのか研究を重ねながら、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

このご質問の4点目の外国籍住民の子供のご質問については教育長からお答えいたします。

最後に、水道水の安定供給についてお答えいたします。まず初めに、1点目の水道料金改定の主要因と今後の改定計画についてですが、町が将来にわたって安全でおいしい水を安定的に供給するためには、浄水場や配水管などの施設の老朽化や耐震化に対応する必要があります。そのためには、多額の更新費用がかかりますが、人口が減少し、それに伴って、水道使用量も減少していく中で、現行の水道料金収入では更新費用を賄うことが困難なことから、水道料金の改定を計画させていただきました。今回の料金改定では、改定率を20%と設定させていただき、令和7年4月から新料金の適用となるよう計画しております。今後は、4年ごとに料金の見直しを実施する計画となっております。

次に、2点目の有機フッ素化合物、PFASの水道原水への水質調査結果についてですが、使用し

ている水源7か所のうち、井戸の深度によって検出される割合が異なるため、検出度の高い浅井戸の第10水源で今年の5月に行いました。その結果の数値は、検出下限値未満、100万分の5ミリグラムパーリットルで計測することができなかったことから、不検出となりました。

最後に、3点目の水道破断事故に関連し、人工知能、AIを活用した配水管点検の合理化に対する取組についてですが、最近の技術でありますので、今後近隣市町村の動向や費用対効果を見極め、導入を検討していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。羽鳥議員のオリンピックで活躍できる選手を育む運動施設の設置についての質問にお答えいたします。

初めに、オリンピックにおけるスケートボード競技の影響と町民の運動促進についてお答えします。オリンピックにおける日本選手の活躍やメダルの獲得は、子供たちや若者たちに大きな夢や目標を与えることにつながり、様々なスポーツに対する興味、関心を喚起する大きな意義があるものと考えます。中でも、スケートボードについては、東京オリンピック、パリオリンピックともに、10代の若年層の選手たちの大活躍もあり、自分もスケートボードを体験してみたい、技を磨いてみたいという若者が全国で増加していると認識をしております。

次に、壁打ちコートとスケートパークの設置の必要性について、まず1点目の町内の運動施設はどのようなものがあるか、町民からの要望や意見はあるかについてお答えいたします。現在、指定管理を含め、生涯学習課が管轄している運動施設については、総合運動公園、東部工業団地内運動公園、玉村町グラウンドゴルフ場、B&G海洋センター、社会体育館がございます。玉村町では、これらの運動施設全体を含めた町民満足度調査を実施しておりますが、令和5年度の結果によりますと、町有スポーツ施設に関する項目についての満足度が5段階評価において、令和元年度の3.85から、0.25ポイント上昇し、4.10という結果になっております。

また、町民からの運動施設に対する個別の要望や意見についてですが、町民の皆様からの町への意見メールや愛町箱、受付等へ口頭で寄せられる運動施設への要望や意見を逐一確認し、直接回答するといった対応は日頃から実施しております。

次に、2点目の壁打ちコート、スケートパークのニーズや要望についてですが、令和4年度に玉村町スケートボード協会からいただいた要望書や、議会における一般質問をいただいた内容を除きましては、先ほどの意見メールや愛町箱、要望などを過去に遡って確認したところ、両施設の設置に対する要望についての記録は確認することができませんでした。ただし、施設の指定管理者の話では、スケートパークが欲しいとの声が口頭で数件寄せられたとのことでした。

最後に、3点目の町では壁打ちコートやスケートパークの計画や設置スケジュールがあるのかについてですが、以前に議会でもいただいた質問でもお答えしましたとおり、町全体で多くの公共施設等を

整備してきた中で、年月の経過に伴う劣化や耐震性能不足等が見られ、今後も維持管理上大きな財政負担が生じることが予想されます。そのため、現段階では既存施設の点検や修繕、更新等の対策を最優先と考えており、今のところ壁打ち用コート及びスケートパークに関する具体的な計画やスケジュールは設けておりませんが、今後も住民の皆様のニーズや動向を見ながら、今後の課題の一つとして研究していきたいと思っております。

次に、羽鳥議員の外国籍の住民のご質問について、外国籍の住民の子供は玉村町保育所、幼稚園、小学校、中学校に何人在籍しているか。その傾向はどうか。教育上、特に苦慮している点は何か。福祉、教育にかかる費用は日本人と同じであるかについてのご質問にお答えいたします。まず、幼稚園、小学校、中学校の外国籍児童生徒の在籍人数ですが、それぞれ幼稚園2人、小学校39人、中学校17人となっております。また、その傾向についてですが、国籍別の傾向は多い順にフィリピン国籍の小学生24人、中学生12人、ブラジル国籍の小学生6人、中学生1人、ペルー国籍の小学生2人となっております。

次に、教育上特に苦慮している点についてですが、児童生徒の実態については、日本語の読み書きが全くできない状態で入国し、中学校への就学を希望するケースが増えています。中学生は、高校受験を控えた時期であり、外国籍の生徒も高校への進学を希望する傾向にありますので、特に対応に苦慮しているところでございます。また、保護者への対応においては、学校種にかかわらず、文化の違い等もあるため、丁寧な説明を心がけておりますが、意思の疎通に苦慮する傾向にあります。しかしながら、玉村町においては、中央小学校及び南中学校に日本語教室を設置し、できるだけ早く日本の生活になじめるような支援や日本語の習得に対する支援等を行っているところでございます。

最後に、教育にかかる費用についてですが、学校指定の学用品や制服については、日本人と同じものを用意していただいておりますので、保護者の費用負担は日本人と同等であると考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 自席より第2質問等させていただきます。答弁の順番で質問をさせていただきます。

外国籍住民についてから行きたいと思っております。私、川口市役所の副市長が県庁等の関係で国へ行ったときの同期生だったものですから、昨日いろんな問題を聞きました。川口は人口60万人で外国人が4万人ほど住んでおりまして、7.3%でございます。ちなみに、さっき町長から丁寧なご説明いただきましたけれども、玉村町は3万5,000人住んでいて、大体1,500人、4.3%、お隣の伊勢崎市は群馬県で一番外国人が住んでおりまして、21万人の人口に対して大体1万5,000人、7.1%、大泉町が群馬県内の35市町村中外国人を占める割合率が一番多くて20%、4万1,000人に対して8,500人の外国籍の住民が住んでおりますということで、聞きましたとこ

る、要するに昨年7月に実はトルコ系のクルド人が川口市立医療センターで騒動、騒ぎを起こして、5時間ほど救急救命等の外来をストップされてしまったというようなことで、県警機動隊が出動して大きな騒ぎが起こったということは、新聞紙上やSNSのネット配信の中で出ておりました、大変な問題が起きているというようなことで、全国から注目を浴びているところでございまして、では現場として、市役所としてどう対応しているのだと聞きましたらば、少なくとも市長と議会と話し合っ、て、国に意見書を出したそうです。要するに、ではどういう立場で出したのかというふうなことを聞きましたらば、とにかくこの外国人問題を取り上げますと、排外主義だとか差別だとか言えますけれども、あまり行政も外国人の負の部分を開示とか説明とかそういうことはしないで、一部マスコミ等で報道されることございまして、いろいろな点に配慮して、外国籍の住民の方も住んでいるということは、日本の国民の方と同時にごみの出し方とか生活上のルールとか、そういうトラブル、騒動が起きないように、国に対しても財政的な支援とか教育上とか、あとそれから社会生活上の配慮を求める総合的に意見書を送ったというようなことで、個別具体的な入管法をもって強化しろとかということはなかったというのは聞きました。ということで、非常にあそこは、蕨市が大変外国人の方が多くて、その流れで川口市のほうに来て、60万の人口中4万人の方々が住んでいて、いろいろな問題抱えていると。ヤードを囲って、その中で解体業者が不法入国、あるいは出入国在留管理庁の施設に収容し切れない仮放免の方々がお友達、知人をたどって同居している方がいるということは事実だというふうなことおっしゃっていましたが、ということであまりこの問題は、外国人に対して負の見方で考えることはいけないものですが、ただ実態としてどうかというようなことで質問したわけでございます。

そこで、今議員や執行部の皆様のお手元にちょっと資料配付させていただきましたけれども、実は令和5年に入管法の違反事件で、1万8,000件程度の違反があったそうでございます。これは出入国在留管理庁の報道発表資料の抜粋資料ですが、1万8,000件の入管法違反事件の中で一番多いのは不法残留、1万6,000、7,000件ほどあるというふうなことで、大多数を占めるのですけれども、不法残留というのはいわゆるオーバーステイのこととございまして、日本から強制送還されるというような方々、うち出国命令という形で、強制送還ではないのだけれども、もっとソフトな対応で措置される人が大体1万6,000人のうち9,000人ほどいるというようなことなのですけれども、ということでやはりオーバーステイ、入ってきたけれども、期限を過ぎてしまった方々が入管法違反で法律違反を犯しているというようなことでして、裏面に最後に在留資格別ではどうかというのが書いてございまして、総数1万8,000件の入管法違反事件のうち大体7,600件ほどが短期滞在の方の入管法違反事件であるというふうなことで、短期滞在ビザ、大体観光ビザと言われてはいますが、これが90日とか30日とか15日以内で日本国に入ってきて、短期ビザの期間が切れても日本に居続けるというようなことで、そういった方々が日本国内で法令違反を起こすというふうなことの統計資料がございまして。

そこで、町にお聞きいたしますけれども、先ほど町税のことをいろいろお話ししていただいた中で、町長から非常に丁寧に説明していただきました。税務課長にお聞きいたしますけれども、先ほど4税目ほど挙げていただいた中で、私がメモを取ったところ、個人住民税の滞納者の割合が一番高かったように率としては見受けられましたけれども、個人住民税ですから、外国人の方へのこういう住民税という制度の仕方とか、あるいは納税者に対するバックアップとか、それから実際滞納になった場合はどうやって収納を外国人に働きかけているか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） 羽鳥議員のご質問にお答えいたします。

まず、納税の関係で、課税なのですけれども、実際納税者数、滞納者数については、先ほど町長が説明したとおりでございます。それで、令和6年度の当初課税の状況なのですけれども、外国籍の納税義務者の人数ですが1,162人、うち特別徴収対象者が667人いらっしゃいます。その中で、まず課税の状況について説明ということなのですけれども、住民税が出ているということで、大体事業主がいるというところで、雇主の方、日本語が分かる方、その方に同席をいただいたりして課税の根拠等を説明しているということになります。また、一番言語問題で苦労しているというところは、課税も収納も同じところなのですけれども、中には今子供さんが学校に行っていて、子供さんのほうが日本語が分かるという中で、子供さんに通訳をいただくという場合もあります。

それで、特に課税の問合せというのは少ないのですけれども、その中で滞納になった場合、どのような滞納処分なり、滞納整理をしているかということなのですけれども、こちらについては日本人と変わることなく、まずは滞納になりましたら早期に財産調査をしたりしまして、財産があればそこで差押えを行うなどという対応をしております。その中で、外国籍の方の滞納者の処分等の状況なのですけれども、まずいろいろ交渉なり折衝ができる方については当然分納誓約等を取っているところなのですけれども、こちらについては令和6年の8月末現在で、滞納者全員、402人中、そういう分納制約が取れている方については34人いらっしゃいます。それで、また財産等見つかって、どうしても差押え等しなければならぬということで、差押えを執行した人、特に預金等が多いのですけれども、そういう方については全滞納者数319人いる中で、約30人がそういうような処分を行っております。

それと、居所不明だったり財産がもうなかったりということで、今後もう棚上げしなくてはならないという前段の執行停止中という方については、全滞納者141人中39人が外国籍の方ということで、今滞納整理をしているところであります。先ほど羽鳥議員もおっしゃいました、言語問題というのがやはり一番問題でありまして、そこについては町長の説明でもありましたが、窓口に来られる方については、個人のスマートフォンでアプリで翻訳しながら、滞納整理の内容とか、差押えにどうして至ったかとか、そういう説明についてはしているところであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） スマホの翻訳アプリ等を使ってやられているということで、引き続き苦慮する点も多いかと思えますけれども、課税、収納における滞納は日本人と同様に外国籍の方への接触が難しいですけれども、引き続きよろしく願いいたします。

では、住民課長にお聞きいたします。簡潔に答弁願います、時間もないので。実は、先ほどの入管法違反で強制退去とか出国命令が出た方については、出入国在留管理庁のほうで一時的な収容施設に入られまして、そこはコロナとかいろんな容積、定員の関係で仮放免される外国人が多くて、川口市がそうなのですけれども、一番。それで大体仮放免されますと、住民登録ができないとか就労ができないとか保険に入れないとかというような、そういう3つの制約が課されますと、どこ住んでいるのだと聞きましたらば、友達んちの宅に居候しているということで、それは住民登録上の者になりませんから、そういった方々が、傾向とすると、銅線の問題とか梨とか桃とかブドウとか、ほか毎回のよう新聞に出ていますよね。最近でも梨とか銅線とか、いろんな国籍の方々が警察に摘発されたとか。そこでお聞きしたいのは、玉村町、先ほど町長もお話していた1, 500人ほど住んでいる中で、住民登録する際に、知人や住民宅に居候するような、そういう方々の数値というのは把握していますか。簡潔で結構です。できなければできないで結構です。

◇議長（石内國雄君） 住民課長。

〔住民課長 丸山智志君発言〕

◇住民課長（丸山智志君） 特には把握しておりません。

◇議長（石内國雄君） 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番（羽鳥光博君） そちら辺が、実は問題がありまして、なかなか日本も強制退去といっても、国外に無理にお返しするわけいけませんから。難民申請の中では、大体二、三年期間置いて、その期間中にいろんな問題が生じるというようなことが実態のようでございます。教育委員会でも外国籍の住民の方については大変なご苦勞をされています。私が心配するのは言葉が通じないことです。技能実習生なんかだと結構母国から日本語を勉強してくるわけですよ。だけれども、短期滞在ビザで入ってきて、日本にいて、どうしても憲法で保障する国民への教育の義務とか、いろんな点で外国籍の住民の方も小学校、中学校に上がるわけでございますから、1点、まずそういう教育すべき根拠、学校教育課長、どうですか。教育長でも結構ですけれども、何を根拠にしていますか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えいたします。

外国籍の児童生徒が日本の学校で教育を受けることができる法的根拠は、まずは根本には日本国憲法第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と。この「すべて国民は」という中に、国内に居住する全ての人々に当てはめるとというのが一般的な解釈でございます。また、教育基本法にも同様に、日本に居住する全ての人が教育を受ける権利があると。学校教育法におきましては、今度は逆に保護者に就学義務が定められておりますけれども、これについては外国籍のお子様の保護者については、本人は教育を受ける権利は保障されますけれども、保護者に就学義務は発生いたしませんので、教育機関としましては、保護者と本人の希望があれば、それを受け入れる義務が発生します。ただ、強制的に就学義務を働きかける根拠はございません。

現状は以上です。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） では、次行かせていただきます。

実は、福祉で有名なスウェーデン、国民に優しい福祉国家を標榜するスウェーデンにおきましては、多くない移民、難民の方々を受け入れてまいりましたけれども、在スウェーデン日本国大使館が今日本国民に向けて警報を発してございます。脅威レベルは5段階あって、今3段階から4段階に引き上げられております。というのは、移民、難民をたくさん受け入れてきて、永世中立国であるスウェーデンも、寛容なことでもって平和とか住民の安心とか教育や福祉を行っていたのですけれども、非常にテロとか暴力事件とか発砲事件とかが起きていまして、それはなぜかという、やはり受け入れた難民の方々の失業率が、私が読んだ本ですと90%と高く、それに激怒した移民が受け入れた国であるスウェーデン政府に対して猛烈な不安をぶちまけていることで、そういった騒動が起きていまして、特に第3の35万人ほど人口がいるマルメというまちは一番特徴なところございまして、そういったことであるから、やはり日本も、これは国の問題なのでしょうけれども、寛容の限界というのを思い知っている諸外国、特にヨーロッパ諸国のことを考えれば、これから総裁、総理が選ばれる中で、また総選挙が行われる中で、やはりこの問題については日本も移民、難民の問題とか外国人、さっき私が申し上げたように85万人ぐらい5年間で受け入れるというようなことですから、いろんなものを含めて、やはり捉え方というのをもう少し私は入管法の規制も厳しくして、やはり日本人の文化とか社会生活を送る上で、一緒になって安心安全な地域ができるような、玉村町に関してはそうであるべきだと思いますので、そんな意見を持っています。

水道水のほうに行かせていただきますけれども、先ほど町長が来年4月1日に20%値上げをすると言いましたけれども、上下水道課長にお聞きします。その根本となる浄水場を建て替える計画につきまして、計画手法を簡潔に一言でどのような手法をもって計画しているので、お金がかかるから、何%上がって、来年4月は20%ですけれども、計画的にはどこまで上げる予定ですか、教えてください。

さい。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 今後の計画について説明させていただきます。昨日、議決をいただきました20%については、おおむねご理解いただきまして、誠にありがとうございます。浄水場更新、こちらが先ほど町長から答弁いただいたとおり、主要な要因となります。これまで経営戦略というところで現在運営しています浄水場の老朽化を含めまして、いろいろな物価の高騰、それからエネルギーの高騰等々、緩やかな値上げというのを考えていたのですけれども、そういった中、浄水場の耐震不足であったり、それから浸水被害であったり、そういった危機管理を今回の計画で盛り込みました。そうした際に、今後の予定としましては、現在20%というところではありますが、今後の発注の状況、それから今後の有収水量の状況等々、計画的に値上げをしていくというところが避けて通れません。現在、パブリックコメント等でお示ししたとおり、4年周期での料金改定を目指しております。今回、20%というところではありますが、4年後の令和11年、こちらはおおむね35%程度を目標にこれから精査してまいります。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 全協の資料説明では、新浄水場建設手法を官民協働の手法でございますPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの手法を用いてやるというふうなことをお聞きしましたけれども、官民協働でいきますと、実は宮城県が上水、工業用水、下水全て丸ごとPFI手法ですか、運営権も含めて全部民間会社、水メジャーに委託して、経営のノウハウも持たないような状況で令和4年からスタートしましたけれども、私は恐れているのは、公共関係の水は命ですから、これについては相当町が今後その浄水場新建設の中で、運営権やその運営能力も含めて、町に担保しながら民間のいいところを吸い上げた中でやらなければいけないと思っていますので、PFIの手法、プライベート・ファイナンス・イニシアチブではないと言っていますけれども、PPPもそれに含まれるものですから、その懸念があるので、水の貧困問題ということも含めて、簡潔にその懸念を払拭できるような何かご回答ございますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） PPP/PFIにつきましては、やはり国、県から、まず官民連携というところのスタートから、各水道事業体につきまして可能性を調査するということが義務づけられております。ただし、やはり水道事業、これは各自治体で全く異なります。特に玉村町におきましては、浄水場が1か所というところでは、それは何を申し上げるかという、まず一つの危険性、これがあってはなりません。言ってみれば、民間に委ねたときに民間が何かあったときのバックアップ

ができない、これは大変困ってしまいますので、まず町の特徴としまして、浄水場1つ、これを守り抜き、継続して運営していかなければいけないというところで、まずこの官民連携の中から1つ大事であります資金調達、そういったところにつきましては、町で行うというところの手法を選択しました。そうしますと、官民連携といっても、やはりその官に対するウエート、民に対してのウエート、こちらのバランスをよく取りながら考えております。そうしたときに、最低限の費用が発生するわけですが、先ほど羽鳥議員が言われたとおり、水貧困ですか、これについてはやはり料金にこれが反映されますので、そうしたときに料金のかけ方、上げ方、このタイミングとその費用と、こちらはまた民と連携しまして、一番の効果的な玉村町に合った手法、これを取り入れたいというふうに考えております。そして、そういったPPP/PFI導入可能性調査につきましては、今年6月に調査が終わりまして、成果が出ました。これにつきましては、今週の5日にございます総務経済常任委員会で細かな説明とその後いろいろな方向で、全協で議員さんに対しての説明を行っていく。また、民意を反映させる意味で多く皆様に伝えていきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 実は、最近杉並区長が書いた本を読んでいますと、この水道水の公営化を再公営化しなければいけないというようなことでいろんなことが書いてありまして、アイルランドでは水道は全て公費で運営して、水のメーターがないそうです。フランス、イギリスも、サッチャー政権の時代、新自由主義の中でいろんなものの民営化を図りましたがけれども、再公営化を図るというふうなことで、非常に水道というものについては、電気もガスもそうなのでしょうけれども、特にその生きる上で必要な水については、その外資の水メジャーの委託の中で、運営権を譲渡して会社の経営の中で、上下には水道料金に反映しますと、非常に安定的な水を供給してもらえないということになるので、再公営化に向かっている中で、今課長のお話を聞いていますと、これからいろんな手法を考えるという中で、ぜひ決して宮城県がやったような運営権まで譲渡してしまっ、丸ごと渡すようなことがないように、資金調達はいろんな有利な点があるでしょうけれども、民間が入ってきますと、必ず黒字を出さなければならないのですけれども、その分いろんな点で行政から契約の中でいろんな見積りの中に、もうかるようにお金を出してきますから、そういうことも含めてお考えになっていただきたいと思います。

次の質問に行きますけれども、先ほどPFASの問題、発がん性との関連的なPFASが相当な基準値以下で検出されない、不検出であったというようなことで大変安心しましたけれども、この点についても十分な配慮と再検査等をお願いしたいと思いますけれども、一言で今後の検査とか調査とか、水を守る意味でもう一回お答え願いますが、簡潔にお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） PFOSの関連ですが、こちらにつきましては、2020年、水道水に含まれるという可能性がありましたということで、通達のほうが出ております。ただし、当初はやはり工場ですとか、それから廃棄物処理場ですとか、そういったものの近隣のところの水質、それにはPFASにあります2つの大きな物質、PFOAとPFASが検出されたというところ。これが昨年度、厚労省のほうから、そういった工場が所在しないにもかかわらず、そういった物質が出たということで、やはり再度通達が参りまして、町のほうでも行いました。ただし、群馬県ではいろいろなところで地下水、表流水と調査のほうを以前から行っています。それで1か所、目標値以下のところがあったものの、渋川市ということで、かなり離れております。また、玉村町においては、純粋たる地下水、それから県水につきましては、年4回検査のほうをさせていただいているということで、今回の検査につきましては、1か所程度にとどめておりますが、今後もそういった群馬県内の様子、そういったところも加味しながら、検査のほう適宜行っていきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 7月17日の上毛新聞にも「多くの飲み水影響監視広がる。発がん性と関連して、PFAS」というふうなことで、非常に注目された記事が載っておりましたけれども、今後とも引き続きこういった方面への検査や調査、関係団体や上流の取水の井戸等の関係の記事も出るでしょうから、行政の自治体の中の横の連携を深めて、安全な安心な水が供給できるようお願いしたいと思えます。

もう5分切りましたけれども、最後に教育委員会からご答弁ありました、スケートパーク、壁打ちコートについて質問いたします。ここから一番近いのは三室西公園、伊勢崎市の工業団地の中、それから太田市のスケートパーク、それから利根川沿いの境町にございます運動公園のスケートパーク。多胡碑のあるところ、鍬川のところにある日高リハビリテーション病院前に大きなスケートパークがあって、ここはかつてローラースケート場だったのですか、そこへ行ってきましたけれども、非常に盛んなところもあるし、暑くて誰もいないところありましたけれども、何かこういう周辺に施設があるのですけれども、玉村町にも工業団地、高崎玉村スマートIC北地区工業団地への公園整備とか、あとそれから農業公園、玉村町道の駅の南に駐車場を拡張して、その後に新しい都市型農業公園をつくる中で、適地があると思えます。あと、教育委員会もいろいろ教育長の答弁をいただきましたけれども、どこか運動公園の一角に壁打ちコートとかスケートパークのようなものをつくっていただいて、具体的に動き出してほしいと思うのですけれども、都市建設課長と、まずそれから学校教育課長のほうで、そういう構想に向けた具体性をちょっとお答え願いたいのですけれども。生涯学習課長ですね、スポーツ振興は。願います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

先ほどお話が出ました高崎玉村スマートIC北地区の工業団地、こちらのほうは開発基準に基づきまして、公園の整備を計画しております。面積とすると、5,000平米を超えるような面積なのですけれども、こちらの工業団地内の公園ということで、目的としますと、そちらのほうの区域内の環境保全とか、避難場所、災害防止、レクリエーションのようなものが当初の目的になっておりますので、まずは地元の方がメインで利用するような公園というような位置づけとなります。周辺にも住宅等がございますので、音の出るような施設とか、そういったものについては、まず工業団地内の公園についてはそぐわないのかなというふうに考えております。

もう一つお話の出ました道の駅の南側で計画しております観光交流拠点となる公園、こちらのほうにつきましても、整備の仕方が都市公園法の改正によってできました公募設置管理制度、通称Park-PFIというもの、こちらの手法を使いまして整備する計画としております。そちらのほうで、Park-PFI自体が民間資金を活用して、民間企業が公園施設をつくるような制度になっておりますので、参画を希望する民間企業のほうでそういったスポーツ施設をぜひつくって運営してみたいというようなお話があれば、町のほうも企業と相談しながら検討をしていきたいと考えております。以上です。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長(畑中哲哉君) 生涯学習課のスポーツの観点のほうからお答えさせていただきます。

今回のパリオリンピックでも、若い方がメダルを取りまして、日本の新しいお家芸ではないかと、スケートボードは言われております。確かに、前回東京オリンピックのときも、この議会でも子ども議会等でも、スケートボード場の話が出ましたけれども、本当に非常に近年、群馬県以外でも設置が増えているなど実感しておるところでございます。年明けには桐生市でも、新しいパークができるということでございます。ただ、教育長の答弁でもありましたとおり、町の方向性としては、今少し費用的にも難しいということでございますけれども、引き続き、当然ないよりはあったほうがいいと思いますので、研究対象として、あれば関係人口の創出等、プラスアルファの面も出てまいりますので、引き続き研究はしていきたいと思っております。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分に再開します。

午前10時休憩

---

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、12番新井賢次議員の発言を許します。

〔12番 新井賢次君登壇〕

◇12番（新井賢次君） 改めておはようございます。議席番号12番新井賢次です。議長から許可をいただきまして、通告書に従い一般質問をさせていただきます。まずは傍聴席の皆さん、本当にありがとうございます。今日はいつも以上に皆さんの温かさを感じています。本当にありがとうございます。皆さん、今日玄関からお入りになるときに、「あいさつと笑顔の町役場」という看板に気がついていただけたでしょうか。実はちょうど1年前の9月議会において、日本一の挨拶と笑顔の町ということ掲げて一般質問させていただきました。その直後に、さすがに日本一というのは省略されたのですが、町長が早速、「あいさつと笑顔の町役場」という看板を掲げてくれました。そのときすごくありがたく思いました。それからほぼ1年たつのですが、役場に来るときごとに何となく自分で温かい気持ちになったという1年でした。お盆休みが終わった直後、役場に来たときに、玄関脇にあった2枚の看板が外されていたのです。私は残念だなと思いながら、もう1年たったのだからなこう思ったのです。その2日後ぐらいにまた役場に来ましたら、また2枚とも立てかけてくれてあったのです。担当の方に聞きましたら、要するに台風が来るという予報があったので、取りあえず一度傷むといけないから外しておいたということだったのです。私は、そのときまたすごくうれしい思いがしたということがありました。今日も実は役場に来たときに、一番最初お会いするのは玄関の入り口脇で落ち葉なりお掃除してくれている清掃員の方なのです。「おはようございます」と声かけましたら、清掃員さんも「いや、ご苦労さまです。おはようございます」ということで元気に明るく答えていただいて、すごく気持ちがいい思いをして、今日役場に入りました。この場所に立つと、なかなか笑顔でというわけにはいかないのですが、今日も真剣に一般質問をさせていただきたいと思います。それでは通告書に従い始めたいと思います。

まず、1点目、滝川の防災対応及び周辺道路の環境整備について伺います。滝川は、玉村町内延長距離約6.4キロのうち、約2分の1、3キロが町の中央部、住宅密集地を東西に流れています。近年、河川内に大量の土砂が堆積、樹木、雑草が繁茂し、水路幅を大きく遮断している箇所が随所に見られます。近年多発している線状降水帯による集中豪雨対策及び内水氾濫対策を考えると、現状のままの放置は大きなリスクを抱えているということになります。早急な対応が必要であると思いますが、どうでしょうか伺います。

さらに、滝川が玉村町の魅力的な自然遺産であるとの観点から伺います。令和2年に天狗岩用水が世界かんがい施設遺産として登録され、注目を浴びています。天狗岩用水は、利根川の上流、坂東大堰から、自然河川を含めると総延長23キロに及ぶ農業用用水路であります。滝川はその下流域として施設遺産の一端を占めており、玉村町にとって貴重な地域資源であり、自然遺産であると思います。滝川の南右岸は車道及び滝川緑道、こちらは遊歩道及び自転車道として整備されていますが、未整備部分が多い左岸の滝川管理用道路、河川管理用道路を含めて一帯の雑草処理をはじめとした環境整

備に注力することによって、町の中心地にも近い滝川周辺に新たな町の魅力が創出されると思います。そのことについて伺います。

続きまして、大きな項目の2点目、玉村町環境基本計画の進捗状況について伺います。まず1つ目、玉村町では、第6次玉村町総合計画に基づき、2021年に玉村町環境基本計画を策定し、目指すべき将来像として、「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と共に～」と掲げています。目標年度を2030年としていますが、その中で玉村町基本計画PDC Aサイクルを構築し、計画どおり実施できたかを点検し、改善策を講じるとしています。5つの基本目標に対して現状をどのように捉えているのか伺います。

2点目、令和4年4月、玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しています。その中で目標達成に向けた取組はどこまで進んでいるのか伺います。

3点目、県が進めるぐんま5つのゼロ宣言への対応について、進捗状況を伺います。

最後に、大きな項目の3点目、子供の貧困による教育格差の解消について伺います。経済的支援を柱とする改正子どもの貧困の解消に向けた対策推進法が6月に成立しました。子供の貧困による教育格差解消を目指すとしています。玉村町は総合計画、6つの重点目標の一つとして、子どもを育て未来をつくるとし、1番目に子育て支援環境の整備充実を掲げています。その中で、主な事業としている以下2項目について、具体的取組状況及び今後の課題について伺います。

1、子どもの貧困対策事業。

2、ひとり親家庭無料学習支援事業。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、滝川の防災対応及び周辺道路の環境整備についてお答えします。まず、滝川の河川内の大量の土砂の堆積や樹木、雑草の繁茂により、水路幅を大きく遮断していることから、早急な対応が必要ではないかとのご質問についてですが、滝川の管理は群馬県であるため、伊勢崎土木事務所に確認をいたしました。伊勢崎土木事務所によれば、河川管理の方針として、河川の流下を阻害するものや護岸等の河川構造物へ悪影響を及ぼすおそれのあるものについて、優先的に対応するとのことであり、河川内の雑木等については、状況を確認し、優先順位をつけながら伐採を行っているとのことでした。数年前に比べ、河川内の雑木の状況は改善してきており、今後も護岸等の河川構造物に悪影響を及ぼすものを優先的に伐採していくとのことでした。河川内の雑草につきましては、繁茂はしているものの、水の勢いにより倒れることから、大きな流下阻害にはならないと考えており、堆積土を除去する際に合わせて、除去する方針であるとのことでした。堆積等につきましては、令和2年9月議会における新井議員のご質問に対し、堆積率が20%を超えた場合にしゅんせつ等を行う方針であると

の答弁をしておりますが、現在もその割合は超えていないとの認識であり、今後も引き続き河川巡視や点検などにより、状況変化を監視しながら、必要に応じて除去を行っていくとのことです。

次に、滝川一帯の環境整備についてですが、町が町道やサイクリングネットワークとして利用している区間につきましては、河川占用に基づき、町が年3回の除草を行っており、藤岡大胡線から東の滝川緑道につきましても、伊勢崎土木事務所との協定に基づき、町が年3回の除草や樹木剪定及び防除を実施しております。左岸側につきましては、基本的に河川管理用道路であることから、河川管理者である伊勢崎土木事務所が年2回の除草を行っております。また、左岸側の舗装につきましては、令和3年度より伊勢崎土木事務所が錦野橋から軍配橋までの間の整備を順次進めており、今年度を完成する予定となっております。今後につきましても、伊勢崎土木事務所と連絡を取り合いながら、左岸側の舗装整備や適切な河川管理について要望してまいりたいと考えております。

次に、玉村町環境基本計画の進捗状況についてお答えいたします。まず、1点目の玉村町環境基本計画の5つの基本目標に対して、現状をどのように捉えているかについてですが、町では2021年に玉村町環境基本計画を策定いたしました。計画の中では、目指すべき環境像として「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と共に～」と掲げております。町の環境を守り、目標を達成するため、地球温暖化の防止、自然環境の保全、循環型社会の構築、安心安全な社会の構築、環境教育の促進という5つの基本目標を設定し、それぞれの目標に沿った施策を行うこととしております。

取組状況としましては、まず1点目の地球温暖化の防止についてですが、再生可能エネルギーの導入としまして、玉村町役場庁舎、玉村中学校、第4保育所、道の駅玉村宿に太陽光パネルを設置いたしました。また、家庭用太陽光発電システムの設置や家庭用蓄電池の設置に対して補助金を交付することで、住民の再生可能エネルギーや環境に対する意識向上に努めました。

次に、2点目の自然環境の保全についてですが、河川クリーン作戦の実施やふれあい農園として遊休地の活用、産業祭におきましてラズベリーの苗木の配布を行い、環境保全の意識向上に努めました。

次に、3点目の循環型社会の構築についてですが、家庭用生ごみ処理機の購入補助制度や古着のリサイクルボックスの設置等により、ごみの減量やリサイクル習慣の啓発を行い、また広報によりごみの発生抑制や意識啓発を行いました。

次に、4点目の安心安全な社会の構築についてですが、「不法投棄監視中」、「環境美化パトロール中」、「防犯パトロール中」のマグネットを貼った公用車でパトロールすることにより、不法投棄の監視活動や道路上の落下物の早期発見につながり、良好な生活環境の保全活動を行いました。

次に、5点目の環境教育の促進についてですが、小学生、中学生への環境教育としまして、環境ポスターコンクールを実施しました。また、玉村町のごみ処理とリサイクルについて、町民に広くPRするために、玉村町クリーンセンター見学会を開催しました。

2021年の策定から現在までの現状としまして、達成できている目標、達成できていない目標がありますが、達成できている目標につきましてはさらに増進させ、達成できていない目標につきまし

ては、さらなる取組を実施することで、目指すべき環境像、「たまむらの自然をいつまでも～安心な生活と共に～」を実現したいと考えております。

次に、2点目の玉村町地球温暖化対策実行計画書（事務事業編）の目標達成に向けた取組はどこまで進んでいるかについてですが、地球温暖化対策として、町では2022年より、玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を開始しており、町有施設からの温室効果ガス排出削減について、目標年度である2030年度には、基準年度の2013年度比で40%削減する取組を開始しています。目標達成に向けて、玉村町役場庁舎、玉村中学校、第4保育所、道の駅玉村宿に太陽光パネルを設置、照明のLED化、複数枚の印刷は原則両面印刷、節電、節水の協力依頼の掲示、古着のリサイクルボックスの設置、近距離の用務は極力公用自転車の利用促進、産業祭において苗木の配布、下水道の普及、促進等に取り組みました。

温室効果ガス削減目標の基準年度であります2013年度の排出量が3,729トンに対して、令和4年度終了時点の排出量は3,025トンでした。温室効果ガスの排出目標が2,238トンですので、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、3点目の県が進めるぐんまの5つのゼロ宣言への対応について、その進捗状況についてですが、群馬県では2050年までに、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、群馬県民の幸福度を向上させるため、ぐんま5つのゼロ宣言をしました。そのうち、宣言2の温室効果ガス排出量ゼロにつきまして、排出量削減計画の提出、報告が義務づけられておりますので、毎年群馬県へ報告しております。現在、玉村町では宣言はしておりませんが、公共施設への太陽光発電システムの導入や家庭用蓄電池の設置に対して、補助金の交付、食品ロスの削減やぐんま5つのゼロ宣言に沿った形で、総合的、計画的に地球温暖化の防止に向けた取組を推進しているところです。

最後に、子供の貧困による教育格差の解消についてお答えいたします。まず初めに、1点目の子供の貧困対策事業についてですが、現在子ども食堂を開設している団体等への支援として、こども食堂支援事業補助金を実施しております。運営費の一部補助のほか、今年度は給食センターでお盆の入替え時に、古いお盆のうち状態のよいものを希望する団体へ配布いたします。独り親世帯や町民税非課税世帯に対する各種使用料等の減免や給付金などの町が実施している支援に加え、フードバンクやフードドライブなどにつきましても継続して取り組んでいけるよう考えてまいります。

また、今年度より、こちらは群馬県の取組とはなりますが、大学等受験料及び模試費用の補助がスタートする予定です。児童扶養手当受給世帯及び住民税非課税世帯の20歳未満の高校3年生等及び中学3年生の受験や模試の費用について一部を補助するもので、町は申請受付の窓口として協力する予定です。

次に、2点目のひとり親家庭無料学習支援事業についてですが、平成28年度に群馬県母子寡婦福祉協議会が主体となり、赤い羽根共同募金を財源として、勤労者センターを会場として事業を開始し、令和元年度より西児童館に会場を移し、令和2年度からは町が群馬県母子寡婦福祉協議会に事業を委

託する形で群馬県からの補助金も活用し、事業を継続しております。事業の実施に関しましては、西児童館が休館となる土曜日に月2回から3回の教室を実施しております。今年度も5月からスタートしており、8月までに11日間、延べ35名が参加し、学校の宿題や課題のほか、ホールや庭を使用した運動などにも取り組んでおります。参加者の受入れに関しましては、人数に余裕があることから、町及び群馬県母子寡婦福祉協議会において随時申込みを受付中ですので、引き続き周知に取り組んでまいります。子供の貧困対策に関しまして、町として今後どのような支援が望ましいのか、引き続き研究していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、自席から2回目以降の質問させていただきます。

最初に、滝川の件ですが、防災対応について、今回の私の質問は県が対象であり、伊勢崎土木事務所に調べていただいたと、確認していただいたというご説明でしたが、確認の方法はどういう形だったのでしょうか。土木事務所にお伺いしたのか、あるいは電話でお伺いしたのか。都市建設課長、お願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

電話でも確認しましたし、メールでも確認しました。あとは、よく土木事務所さんとはいろいろ行ったり来たりしておりますので、その際にも確認をさせていただきました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

それで、都市建設課長は現状の滝川についてどんな認識をお持ちでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

私も新井議員からご質問をいただいて、一応滝川を上流から下流まで確認をしてまいりました。確かにおっしゃるとおり、見た感じ結構草が生えているなというところでは感じております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私は、滝川周辺は、自宅に近いこともあって、ふだんの夕方の散歩コース

でもあるのです。ですから、特別に関心を持っていつも歩いているのですが、先ほどの答弁にもありましたように、河川内にある樹木、要するに木、雑草ではなくて木については、私が前回質問した2年前に比べて、確かに切り取られてあって、障害物として少なくなっているのかなとは思いますが。ただし、中に生える雑草については、特にこの時期ですともう相当大きくなっていて、ぱっと見ても、土木事務所が言っている阻害が20%を超えていないとはちょっと私は思えないのです。それで、先ほど調査したとおっしゃっていましたが、その調査をいつやったのか。それから、町としてその調査に立ち会うようなことができたのかどうか。それから、4年前に私が質問したときには、既に調査したと言っていたので、それ以降も新しい形で調査しているのかどうか、それについて伺います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

土木事務所のほうに確認をしましたところ、まず河川パトロールをする方が3名いらっしゃるようです。こちらの方が、5日間で佐波伊勢崎管内の川関係を全て回るような形になっているようです。ですので、滝川におきましても、月に4回程度パトロールで確認をしているようです。そのパトロールのほうで、雑木とかごみがあったりすれば、そちらのほうを計画的に除去すると。あと、土砂の堆積に関しましては、県の方針としまして、おおむね5年ごとに堆積数調査をしているようです。また、それとは別に大きな洪水等があった場合には、その後の変化も把握しまして、緊急性の高いところから順次堆積した土砂を撤去する方針とのことです。前回調査につきましては、令和2年に行っていると。おおむね5年ごとということなので、次の調査は7年とか8年頃に行われるのではないかなというふうに考えております。その調査関係につきましては、町が県と一緒に立ち会うということはやっておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 令和7年に次の調査を行うということで、現状では町が立ち会わないということですが、ぜひ土木事務所にお話しして、立ち会っていただきたいなど、こういうふうに思います。町のいろんな声がある中で、そのぐらいのことは相手も認めてくれるのではないかと思いますので、ぜひお願いしてみてもらいたいと思います。

現在、私も歩いてみて思うのですが、藤岡大胡線から下流は本当にもうきれいになっているのです、見て。その上流がひどいのだと、こういうふうに思います。特に境橋、総合運動公園のところにある橋が境橋ですが、それから上流が特にひどいのです。その部分は、多分高崎市のエリアなのだろうと思いますが、土木事務所としては一緒なのだと思うのです。ですから、その部分についても玉村町としても声をかけていただいたらありがたいかなと思います。

それから、先ほど都市建設課長も現地を見られたとおっしゃいましたが、私も実は昨日こちらの議会が終わってから滝川を一周しました。それで、私が今回の質問を出す時点では、要するに左岸も右岸も相当草がいっぱいあったのです。伸び放題だったのですが、実は特に右岸の滝川緑道については、今すっかりきれいになっています。先週から今週にかけて工事に入ってくれたようで、すごくきれいになっています。歩いてみて気持ちいいです。昨日も歩きながら、何人かの人とお会いしたのですが、そんな話をしたら、すごくよかったということで、その人も気持ちよく散歩できるというような話をしていました。答弁の中で、町は年間に3回草刈りをしていると。それから、緑道については、剪定をしていると、こういうことでした。それから、左岸は土木事務所の管轄で年に2回だと、こういうお話でした。実は、土木事務所の管轄する左岸も、ここ1週間ぐらいの間にすっかりきれいになっているのですね。見ていましたら、業者さんが入ってきれいにしているのです。それで、なおかつ先ほども説明がありましたけれども、部分的に舗装工事が進んでいると、こういうお話がありましたよね。これは、4年前の質問ときには全くなかったことで、左岸も整備が進んでいるなど、こういうふうに思ったのですが、町として河川管理者である伊勢崎土木事務所が、左岸の、例えば今進んでいる舗装だとか、ほかの工事がどんな予定になっているのかというのは把握されているのでしょうか。土木事務所として計画ができているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、錦野橋、藤岡大胡線から軍配橋、とりせんから南に下がったところまでの間につきましては、伊勢崎土木事務所のほうで整備をしております、今年度完成する予定というふうに聞いております。ただ、そのほかの区間につきましては、なかなか県のほうも財政状況等ございますので、今のところはっきりとした計画はないということで聞いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それでは、左岸にある親水護岸と銘打ったところがあって、下に下りる階段ができてい部分、課長はご存じだったと思いますが、その部分について、子供さんも自由に今出入りできるようになっているのです。その周りも1週間前までは草ぼうぼうだったのですが、実はもう今きれいになっているのですが、そこに自由に入れるようにはなっています。その辺について、管理は伊勢崎土木事務所だとは思いますが、町として今後どういうふうにしたらいいのだろうとお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

そちらの階段を降りる親水護岸につきましても、管理のほうが伊勢崎土木事務所になります。現在、2か所川のほうに降りる口があるのですけれども、扉はあるのですが、鍵がかかっていない状況であると。多分つくられた経緯につきましては、当時親水というのがいろいろありまして整備されたのだと思うのですが、今現在ちょっと使われていないような状況です。子供さんが大人がいないときに入ってしまったらすると大変危険な状況ですので、まずは鍵をかけさせていただいて、地元とか学校とかで何か使いたいというようなお話があれば、その都度鍵をお貸しして開けるとか、そういった対応をするのがいいのではないかというふうに、今土木事務所と協議をしている状況でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 多分つくった当初は、親水護岸と名前をつけているぐらいですから、町民の皆さんが身近な施設としてそこで親しめる、そういう空間を目指したのだと思います。ただ、現状はそういうふうになっていないのですが、実は堆積土砂を除いた部分は、かなりきれいな河川という感じが歩いていてするのです。草木がない部分は水路幅が広いから、水深もそんなに深なくて、ちょっとした清流が流れているという感じがします。ですから、今現状ではそういう形でシャットアウトするというのが取りあえずの策だとは思いますが、将来的にはそこに子供たちも入っていくようなきれいな川になったらいいのだろうと思います。ですから、そういう方向を伊勢崎事務所に、こんな意見が町としてあるよと、要望があるよというようなお話をぜひ聞いていただければと思います。

それから、今滝川は年間を通して通水できていないのですが、これについては年間通水できる可能性はあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） ご質問いただきました年間通水、かんがい用水の通水の観点からお答えさせていただきます。

こちらの天狗岩のほうから通水されているお水の量なのですが、利根川から取水しまして、こちらは国のほうで許可を受けて、天狗岩のほうで送水している状況でございます。許可水量につきましては、各期間ごとに厳密に定められております。まず、かんがい期につきましては10.236立米、これが秒当たりになります。それから、かんがい期以外、非かんがい期になりますが、こちらにつきましては秒当たり3.1立米、こちらが送水可能となっております。ですから、この許可水量からしまして、非かんがい期につきましても、大分水量は絞られておりますが、年間通水は通常行っている状況でございます。ただ、今現在坂東大堰の大規模改修を行っておりますので、令和5年度から令和

12年度まで、11月から3月までは工事の影響によりまして、断水期間となっておりますので、現在は11月から3月まで断水となっております、年間通水に至っていない状況となっております。以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。年間通水しているということですが、少量の水が流れているということかと思えます。先ほどからおっしゃっているように、滝川の沿川は総合運動公園があったり、それから水辺の森公園にも近いし、それから県央水質浄化センターのそばにある緑地広場にも近いのです。あそこからいろんな町の魅力あるところに行く、立地的にすごく恵まれたところにある。なおかつ住宅街の中央にあって、町の中の中心、先ほど私、延長が約3キロと言いましたが約4キロあるのです、真っすぐの部分だけで。観光地としてよく有名な静岡県のカワヅザクラがありますよね。あそこが延長大体4キロなのです。ほぼ同じくらいの沿川が滝川沿いにあります。ですから、ぜひあそこを整備していただいて、玉村町の新しい魅力の一つに間違いなくならないかと思うので、それについていろんなことを考えていってもらいたいと、こういうふうに思っています。

それでは、滝川については玉村町教育委員会が発行している小学4年生の副読本に、私たちの玉村町という副読本があるのですが、その中で滝川について触れているのです。全部で120ページの中で最低20ページぐらい滝川用水について、紹介しています、天狗岩用水について。子供たちにもそういう貴重なものであるということの勉強をしてもらっているのですが、私が読んだのは本なのです。副読本なのですが、今はデジタル教科書になっているということ、学校教育課長から伺いまして、実は近くの3年生と4年生の男の子に見せてもらいました、タブレットで。そしたらぱっとすぐ出るので。ぜひそれを見る皆さんのためにも、例えば子供だけではなく、それを身近に大人も見られるようになればいいなということと、先ほど私がお話しした世界かんがい施設遺産に登録されたよということをぜひ加えていただくと、町のみんながもっと滝川のことを知ってくれるのではないかなと思います。学校教育課長、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） おっしゃるとおりだと思います。デジタル教科書という形にしたことのよさというのは、紙の場合ですと、4年分を一遍に印刷しておりました。ただ、今回の場合につきましては、デジタルのところでは業者も入っていただいておりますので、それをこちらでこういうふうに直していただきたいということをお願いすれば、直していただけるという形なので、そういったところで、年度の途中であつたりしても直りますので、今言われたことについては直して、修正していきながらよりよいものにできればなというふうに思っております。

もう一点につきましては、大人の目でも見られるということについては、新井議員さんから、以前

そういう話がありましたので、歴史資料館であるとか図書室にそういったものが見られるようなタブレット、あるいはパソコンを置いて、多くの方がデジタルで作成された社会科副読本を見られる機会をつくればなというふうに思って今動いているところです。そのほか全員にいろいろなところを知らせるといふようになったときに、URLをどこまでやっていいかというものについては、著作権であったりとか肖像権だったりいろいろなものが関係し合っていますので、今後その辺のことについても業者と確認を取りながら、いろいろな人に広められればなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

町長、滝川用水の防災対応及び環境整備による自然遺産としての魅力発信について、町長のご認識をお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、新井議員のおっしゃいました、世界かんがい施設遺産、天狗岩用水が登録されました。それは、玉村町にとっても、非常に大きな魅力発信、自然遺産としての、そういう意味があるものだと思います。本当に町の中央を通る多くの人たちが散歩等々で滝川に親しんでいるところが、言葉だけではなくて、現実にもそういうものとしての認識ができるぐらい、きれいな環境を取り戻すということは町にとっても非常にプラスになることだと思いますので、土木事務所のほうにも働きかけていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思っています。

それでは、次の2点目の環境問題について伺いたいと思います。先ほど答弁の中で5つの基本目標について説明をいただきました。その中で達成できている項目、あるいは達成できていない目標があるということですが、目標年度が2030年ということですから、当然そうであろうと思います。それで、私が先ほど説明聞いた中で、この点についてはかかっているのかな、もう既に始めているのかなということが何点かありますので伺います。

まず1つ目、地球温暖化の防止の中で、玉村町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）をつくると、こう書いてあるのですが、事務事業編はもう既にできているということで、私もホームページを開いて見たのですが、約20ページもある立派な内容がある資料ができているということを確認させていただきました。区域施策編については現状どういう形で考えているか、あるいはこれはどういう内容

のものなのかについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

玉村町地球温暖化対策実行計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定するものであります。事務事業編につきましては、役場として実施している事務事業において、温室効果ガスの排出量を削減するものであります。今ご質問にありました区域施策編につきましては、町民、事業者等、関係機関の協力を得ながら、町全体で取り組む内容となっております。町域全体での2050年温室効果ガス排出量の削減を目指すものとなっております。

現在の進捗状況なのですが、現在はまだちょっと計画のほうにつきましては取り組んでいませんが、2025年度にこちらの玉村町環境基本計画を見直す予定ですので、翌年2026年度には区域施策編のほうを策定できればと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 続きまして、2つ目の自然環境の保全に関してなのですが、その項目の中で、目指すべき環境像として、たまむらの自然をいつまでもということを中心にテーマにしているのですが、自然環境の保全も重要なことだと思うのです。その中で、町内全域の各種自然調査の実施とあるのですが、こちらについては具体的にどのような計画で進めるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

大変申し訳ありませんが、現時点では各種自然調査の実施は行われていないため、具体的な計画、実施方法はお答えできません。来年度、こちらの環境基本計画の計画見直しに併せまして、調査方法を明確にし、実施できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それで、3つ目の循環型社会の構築とあるのですが、発生抑制と分別の意識啓発ということで、これはごみについてだと思うのですが、実は広報たまむら8月号の3ページにクリーンセンターからのお願いということで、3ページ一面を使つての記事というか、ページがありました。私、この中身を見てみたのですが、かなり詳細に皆さんに周知を図る意味で非常にいいページだなと思って見ました。これはいい企画だったなと思いますので、よかったなということだ

けお話しさせていただきます。

それでは、次の地球温暖化対策実行計画、先ほどの事務事業編の中について具体的にちょっと1つ伺うのですが、年に1回環境活動レポートを作成し、公表するとありますが、この公表の方法と、それを見ての町民からの反応があったのかどうか、それについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在、ホームページのほうで公表を行っております。町民からの反応につきましては、今のところ問合せ等は受けていない状況であります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 地球温暖化による弊害が、例えば今のこの夏の暑さとか酷さというか、そういうことにも影響しているということは、結構多くの皆さんが感じているのだと思います。そういう意味でいうと、こういう環境レポートみたいなものについて、みんなも関心があるのかなと、持ってもらいたいなという思いはあるのです。それで、私もホームページに公表しているということで、ちょっとホームページ開いたのですが、なかなか環境活動レポートにたどり着きませんでした、私が開いてみて。ですから、もうちょっとみんなに分かるような形で公表していただけたらいいかなと思いました。中を見たのですけれども、温室効果ガスの排出量達成状況、施設別排出量の5年間の推移、それから排出量の多い6施設の5年間の推移等、かなり具体的に内容が公表されているのです。ですから、これをもっと皆さんに分かるというか、見やすい形で公表していただければという、これはお願いです。

では、次のぐんま5つのゼロ宣言への対応について伺います。今群馬県内の自治体で、県に倣って5つのゼロ宣言をしている市町村について把握されていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現時点で12市町村、藤岡市、館林市、みどり市、富岡市、安中市、千代田町、下仁田町、草津町、上野村、嬭恋村、高山村、片品村がゼロ宣言を行っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 先ほど答弁では、宣言はしていないけれども、これに沿った形で玉村町と

しても実行が進んでいると、こういうお話でした。それで、この5つのゼロ宣言の内容は、自然災害による死者ゼロ、それから温室効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロ、それからプラスチックごみゼロ、食品ロスゼロということですよ。それで、もちろん町として当然進めてくれてはいると思うのですが、特に4番目のプラスチックごみゼロ、それから食品ロスゼロについては、町民の意思とか、町民の皆さんに気をつけていただくことで実現できることだと思うのです。ですから、ぜひ宣言するということが、いろんな町民の皆さんに目に触れる機会が増えるのではないかと思います。このことについては、亡くなった宇津木議員も2度ほど一般質問で取り上げていたと、こういうふうに記憶しています。宣言することで、町にとってのマイナスはないかなと思うのですが、町長どうでしょうか。宣言していいのではないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木議員から2年ぐらい前ですか、一般質問でありましたので、そのときから一応話を事務方としているのですけれども、やはり1つ前へ進めることによって、町の姿勢というものを明らかにしていくということは非常に大きな意味があると思いますので、非常に苛酷な自然環境、災害も含めて、どこでいつ何どき起こるか分からないような状況がありますので、やはりそこは自発的に町から発信していくということは大事だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 宣言するという方向でいいのですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 逆にしないと、することにどんな支障があるのかということもちょっと踏まえて、そういう事象があるような状況というのは逆におかしいと思うので、やはりこういうことは進めていくということが、今こういう厳しい環境政策の中での行政の歩むべき道だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

それでは、3つ目の子供の貧困による教育格差の解消についてに進めたいと思います。先ほどいただいた答弁の中では、学習支援及び教育格差の解消について、町独自で実施していることはごく限られているのです。群馬県子どもの学習・生活支援事業、あるいは群馬県母子寡婦福祉協議会が基になっている団体への委託支援事業ということで今進めているということが分かりました。そのうちのひとつで、群馬県子どもの学習・生活支援事業として委託事業をしている学習塾HOPEについて、私は令和2年の12月議会で、子供の貧困対策事業としての学習支援についてということで、一般質問を

しています。今回も質問した一番の趣旨はその部分だったのです。ですから、そこについてちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

前回質問した直後に、町長と一緒に教室に行っていたことがありました。実は私も今回の質問をするために、勉強の意味もあって、今年7月の初めに、午後7時から9時なのですが、教室に行ってきました。そこで、子供さん、あるいは講師の先生と話したの中で、これだけはぜひ町長あるいは町にお伝えしなくてはなと思ったことが幾つかあります。当日は講師が3人で、子供さんが7人でした。講師の方はボランティアなのです。3人のうちお一人が男性だったのですが、県庁を退職した方でした。それから、残りの2人は元学校の先生でした。みんなボランティアで、なおかつそのHOPEという団体に登録するのに、年会費を3,000円払っているのです。自分で負担して入っているのです。ほかに聞いてみますと、講師は週に2日、火曜日と金曜日なのですが、1年中通して、お正月以外ずっと通してやっているのです。こんなすごいボランティアはないかと、こういうふうに思っているのです。それをもう既に代表の方は何年も続けてきてやっていると。それから、ここに来ている子供さんって、今子供は塾行っている子が大半なのだろうと思いますけれども、そういうところに全く行けない、どうしても行くところがない本当に一番困っている人が来ているのだと、子供たちが。そういう感じを受けました。そこで感じたことを今からお話ししてぜひ聞いていただければと思います。

まず1つは、照明が暗いということです。できればLEDにしたらどうかということを感じました。それから、これはお願いというか、講師の募集を広報たまむら等で掲載してもらえないかなと。以前は女子大生もいて、もうちょっと先生が多かったのです。女子大生がいると、子供たちも年齢の差も近いし、もっと明るい雰囲気があったということですが、コロナを機に女子大生は学校からやめるというような話もあって、今は一人もいません。当時は学校の単位取得にもどうもそれが使えたということもあったようですが、やはり広報でそれについてPRしていただけたら本当にありがたいと、こういうふうな話がありました。それからあとは、あそこが使えないときに、文化センターで利用できないかなというようなことで、文化センターを利用したことがあったのですが、やはり明るさとかいろんな面で、文化センターの教室が取れば、全然そちらのほうがいいのです。ですから、そこを年間予約ができないのかなと、そんな話もされていました。今伺った中でもできることできないことは当然あるかと思いますが、町長がいつもおっしゃっている誰一人取り残さないと、こういう観点から今の点について、町長どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 行って感じたことは、本当に学びというところでも、学ぶ条件というところで、格差ができるということは、子供たちの成長にとって非常に悩ましいことだと思っています。そこをまたHOPEという団体の方に何年もやっていただけているという、そういう中での様々な課

題の認識でしょうから、そういうものをやはり点検しながら、1つでも解消して、子供たちがやはり塾も行くことができない、行きたいけれども行けないとか様々な状況の中での学びのベースを支えてくれる団体に対して、またその思いに対してかなえていくのは行政の責任かなとは思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 子ども育成課長どんなお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

勤労者センターの会場が暗いというお話を伺っておりまして、LED照明にならないかという件でございます。経済産業課のほうに伺ったところ、施設の長寿命化の計画にないということで、勤労者センターのほうはLED照明にはならないというふうに伺っております。私のほうも、大変申し訳なかったのですが、HOPEさんの教室に一度も行ったことがないので、今後ちょっと様子を見に伺いたいと思っております。

また、講師の関係なのですけれども、県立女子大学の学生の皆さんに前からご協力いただいたということでございます。企画課のほうに伺いましたところ、広報に載せることは可能だということで、紙面の空き状況などを見まして、検討していきたいと思っております。

あと、女子大のほうのアプローチに関しましては、家賃補助に絡めた町のボランティアということで周知していければと考えております。

また、文化センターのほうを通年通して予約できないかという話なのですけれども、文化センターのほうが明るくてとても使いやすい会場だというふうには思っているのですけれども、ただほかの団体さんも借りたいというところがたくさんございまして、週2回、通年で予約はちょっと難しいというふうに伺っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 私、先ほど言ったように、本当に目立たないボランティアをやってくださっている講師の皆さんなのですが、今の町長なり子ども育成課長が答弁していただいた内容をお伝えしたら、多分喜んでくれると思います。ぜひこれから今まで以上に關心を持っていただいて、応援していただければなと思います。

以上で終わります。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番の松本幸喜です。議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、デマンド乗合タクシーたまGOについて。広報たまむらの8月号にて新しいデマンド運行の愛称がたまGOに決まったとの発表があった。愛称の決定に当たり、44件の応募があったことから、町民の関心の高さがうかがえる。また、愛称の発表とともに、たまGOの概要が説明されているが、利用者の多くは高齢者であることが予想されるため、制度の切替えにおいては、利用方法の入念な下準備が必要と思われる。そこで、利用方法等の理解、浸透のための計画について問う。

- 1、各地区ごとに説明会等を行う計画はあるのか。
- 2、アプリのダウンロードの講習会等を行うのか。
- 3、停留所の位置等のマップは毎戸に配布されるのか。また、配布するのであればいつ頃になるのか。
- 4、停留所の位置についてはどのような基準で決定されたのか。また、停留所の位置や数について、各区の区長等の了承は得ているのか。
- 5、長寿会やふれあいの居場所等の団体との協力関係はどうなっているのか。

引き続きまして、2番、上陽小学校のインクルーシブ教育について伺います。5月23日の上毛新聞によると、群馬県はインクルーシブ教育を推し進めようと、玉村町立上陽小学校をモデル校に指定して実践を進め、3年後から取組を全県下に広げるとし、具体的には上陽小学校は2学期から図工の授業で障害のある児童を含めた全ての子供たちが一つの大きな作品をつくったり、近くの特別支援学校に通う児童と合同での授業を行っていくとしている。そこで、次の4点について問う。

- 1、玉村町在住者で特別支援学校の小中学部に在籍している児童生徒数及び来年度の就学指導で特別支援学校への就学の対象者は何名か。
- 2、保育所や幼稚園では、意図しているかどうかは別にして、結果としてインクルーシブな環境になっているが、インクルーシブ教育の観点からこれをどう評価しているか。
- 3、上陽小学校は、県の研究指定校ということであるが、玉村町教育委員会及び上陽小学校は、この研究にどのような関わり方をするようになるのか。
- 4、令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が

義務化された。教育現場にあっても、通常の学級にいる、いわゆる発達障害のある児童生徒に対する合理的配慮が求められることになるが、そのための対応をどのように考えているか。

以上、大きく2点になりますけれども、質問をしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えします。

まず初めに、デマンド乗合タクシーたまGOについてお答えいたします。まず、1点目の各地区ごとに説明会等を行う計画はあるのかについてですが、7月に行われた区長会や民生委員の会議、居場所の会の集まりにおいて、説明会の希望があれば人数に関係なく出向くといった案内をさせていただき、幾つかの団体から既に説明会の予約をいただいているところです。スマートフォンを持っているか否かや、自分の地域のどこに乗降地点があるかといった内容が想定されますので、大規模に人を集めての説明会ではなく、小規模での説明会のほうが参加者にとって分かりやすい説明会ができると考えております。行政区や居場所、長寿会などの既存の団体と連携を図りながら、継続的に説明会を実施していく予定です。

次に、2点目のアプリのダウンロードの講習会等を行うのかについてですが、アプリのダウンロードの説明会等についても、先ほどご説明いたしました小規模開催の説明会の中で、アプリのダウンロード、予約方法等も含めてご説明いたします。

次に、3点目の停留所の位置等のマップの配布対象と配布時期についてですが、昨日9月2日に発行の町広報紙と一緒に毎戸配布で、予約方法や乗り方の説明が掲載されている乗り方ガイドと乗降地点一覧マップを配布しております。回覧版等、区長の皆様にご協力をいただいて、配布させていただきますので、配布される時期は多少の時間差があると思いますが、全世帯に配布させていただきます。

次に、4点目の停留所の位置の選定基準についてですが、昨年度に実施したアンケート結果から、たまりんが利用しづらい理由として、停留所が遠いという点が明らかになっています。この反省点を生かすために、既存のたまりんの停留所と路線バスの停留所が自宅から直線距離にして300メートル以内に設置されていない地域を抽出し、この空白地域がなくなるように停留所を選定いたしました。なお、300メートルという距離は、都市部の路線バスの間隔から採用した距離となっています。この条件の中で、土地所有者などの関係者と交渉を行った上で、停留所の位置を選定したところです。なお、停留所は既存のたまりんの停留所を引き続きたまGOでも使用することで68地点、町内の路線バスの停留所を共有させていただくことで58地点、新規に64地点増やし、町外の伊勢崎市民病院を加えて、全部で191地点の乗降地点を設定しております。この乗降地点については、区長会でも提示させていただいており、ご了承をいただいているところです。

最後に、5点目の長寿会やふれあいの居場所などの団体との協力関係はどうなっているのかについて

てですが、昨年度から各地区で公共交通座談会と称して、合計16回の意見交換会を実施しています。町民の集まりについては、区長や長寿会、居場所などの既存団体の方々のご協力をいただいているところです。また、地域公共交通会議やデマンド運行のシステムの選定についても、区長会長や長寿会の会長にもご参加いただき、利用者目線でご意見やシステムの選定に加わっていただいております。10月1日から運行が開始されますが、より利用しやすい運行を目指していくためには、利用者の意見を聞くことが必要不可欠ですので、今後も皆様からのご協力をいただいきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 松本議員の上陽小学校のインクルーシブ教育についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の玉村町在住者で特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒数についてですが、令和6年9月1日現在、小学部に8名、中学部に10名、計18名でございます。また、来年度の就学指導における対象者について8月末現在、保護者からの要望が出ている人数が4名になります。

次に、2点目の保育所や幼稚園におけるインクルーシブの環境になっていることについて、教育の観点からどう評価するかにお答えいたしますが、大変僥越ではございますが、幼稚園、保育所併せて私のほうから回答させていただきます。幼稚園、保育所ともに様々な状況によって、きめ細かな支援を必要とする幼児が在籍している場合には、特別のクラスを編成することではなく、個々の幼児の状況に応じた必要十分な人数の支援員の配置で対応しております。小中学校と比べまして、幼稚園や保育所では発達差や障害の有無だけでなく、外国籍の幼児等も同じ環境で生活しており、結果的にインクルーシブに近い学習環境が生まれております。幼児の発達段階や小中学校との指導上の目標の違いなどにより、日常生活の中で個々の幼児の発達や能力等の違いが顕在化しにくい状況において、様々な特徴を有した幼児たちが、インクルーシブな環境の中でお互いを尊重しながら生活することは大変有意義なことであり、妥当性のある学習環境、保育環境であると認識しております。

次に、3点目の県の教育研究指定校における玉村町教育委員会及び上陽小学校の関わり方についてですが、今回の研究はインクルーシブ教育に関わる文科省の新規事業における指定地域の一つとして群馬県が選定され、県教育委員会から、試行的な研究、実践の拠点となるモデル校への協力依頼があり、上陽小学校がその役割を担うこととなりました。そのため、県教育委員会が研究推進の主体となり、研究全体をコーディネートしたり、必要となる人的、物的な支援を行ったりするほか、インクルーシブ教育に関わる大学教授等の有識者や、上陽小との交流及び共同学習が期待される県立伊勢崎特別支援学校を交えながら試行的な研究推進に取り組むこととなります。

玉村町教育委員会におきましては、上陽小学校が主体的に研究、実践を進められるよう、県立伊勢崎特別支援学校との交流及び共同学習の計画、実施の調整をしたり、研究推進に関わる町の方針や状

況を踏まえた助言を行ったりしていきます。また、上陽小学校では、伊勢崎特別支援学校とともに、研究、実践の当事者として、児童や教職員等の状況を踏まえながら、有識者等からの提案も加味した実現可能な取組内容を構想し、試行実践していくこととなります。

いずれにせよ、日本ではこれまで前例のないインクルーシブ教育に関する試行的な実践研究となりますので、結論を急ぐことなく、じっくりと協議を重ねながら、県の研究推進に協力していきたいと考えております。

最後に、4点目の通常の学級に在籍するいわゆる発達障害のある児童生徒に対する合理的配慮についてですが、各学校においては、一人一人状況が異なる児童生徒の特性や困り事に対し、担任だけでなく、学校全体で支援できるよう、情報を共有しながら、合理的配慮に関わる切れ目のない支援ができるよう取り組んでいるところでございます。また、特別支援学級で個別支援に当たる町費の補助員20名に加えまして、介助員の配置も積極的に行っており、現在小学校5校に計6名の介助員を配置し、通常学級での学習や生活に難しさがある児童生徒への支援を行っております。具体的な例としては、児童生徒の特性やニーズに基づいた個別支援計画を作成し、学習や生活の場面でどのような支援が必要かを具体的に明示するとともに、例えば騒音の減少や視覚的な刺激の抑制など、教室内の環境を児童生徒にとって快適で学習しやすいものに調整したり、児童生徒が理解しやすいように、視覚的な教材の使用や個別の説明を増やしたりするなどの工夫に努めております。

また、いじめや孤立を防ぎ、クラスの友人との人間関係がスムーズに進むよう、教師や介助員によるサポートを行うとともに、長時間の集中が難しい児童生徒には、適切なタイミングでの休憩や活動の変更を提供し、集中力を維持できるよう努めています。今後も児童生徒一人一人がそれぞれの力を発揮し、さらに高められるよう、関係機関の協力を得ながら、充実した支援ができるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、デマンド乗合タクシーたまGOの第2質問に先立ちまして、これだけの短期間に大きな根本的に運用を変えるような、また担当事業者を変えるような取組をしていただいたことに対して深く感謝申し上げたいと思います。担当課、また関係する担当者、本当にここまで約2年ぐらいですか、1年半ぐらいですか、よくここまで仕上げたなと感心しております。第1段階が、これが大変なのだと思うのですが、第1段階が終わったということで、次は住民の皆さんがいかに利用していくか、これが一番大きな課題になってくると思います。各地区ごとに説明会を行うというようなことであるわけなのですが、地区によって捉え方、区長さんもそうなのですが、やはり捉え方の温度差が非常にあります。自分から自発的に来てください、説明してくださいというような地区もあれば、ふうんで終わってしまう、たまりんだって大して役に立たなかったからねぐらい

のことで終わってしまう地区もあるかと思うのです。どちらかという、順番はそういう積極的なところを中心にまず始まるかと思うのですけれども、全地区に少なくとも1回は説明をしに行くというような形で説明会を開いていただきたいのですけれども、その辺はどのようにお考えになっているでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

現在、もう実際説明会の予約が入りまして、説明会が始まっているのですけれども、今週も3か所行く予定になっております。区長会、あと民生委員の会議、居場所の会議、あと長寿会の会長さんにもお話しして、いつでも説明会を開きたければこちらで出向きますという話をしてあります。区長さんだけではありませんので、そこは興味があればしていただけるのかと思っております。また、スマホを持っていない方もいらっしゃると思うのですけれども、スマホを持っていない方につきましては、電話をしてくださいということだけで終わってしまうぐらいの形ですので、現在のところ、各種団体のほうから頼まれたら説明会に出向くということで考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そうすると、呼ばれば行くというスタンスになるかと思うのですけれども、呼ばれなかったので事足りているということで、そのまま見過ごされてしまう地区も出てくるかと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

その他ホームページとかでも公表していますし、あとやはり興味のある方からは電話とかメールでの問合せも来ていますので、そこで対応しようと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 特に心配しているのは、既にたまりんをよく利用して買物に行っている方も結構いたわけです。その人たちが、情報がないために、バス停でずっと待っていてもバスが来ないというようなことがないようにしていただきたいのと、あと外国籍の方も結構使っているのです。ですから、そういうところにも、情報がある程度行くようにしていかないと、ちょっと混乱が生じるかなというふうに懸念しているのですけれども、その辺はどう考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

これから主要なバス停及びたまりんの車内には、たまりんが廃止になってこれからたまGOが始まるという掲示を行いますので、既存のふだん利用している方に対しての周知はそれで済むと思っております。運転手の方からも行ってもらうような形を取りたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） たまりんの中に、利用者向けに新しいたまGOの予定表ですとか、停留所の配置図ですとか、そういったものも置いていただけないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 現時点で、乗降場所の一覧とかをたまりんの中に配置するという計画はなかったのですけれども、ちょっとそこら辺は検討していきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） あと、外国籍の方になるのですけれども、やはり日本人向けのだけですと、説明もしづらいですし、本人たちだけでは理解が非常にしづらいと思うので、そういったところもある程度対応ができるようなものになるといいなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 現時点で、外国語の乗り方ガイドとかはつくっておりません。ただ、どのくらいの方がたまりんに乗っているかというのも、ちょっとこれから永井バスさんのほうにも聞いて確認した上で、外国語に対して対応できるかどうかを検討していきたいと思っております。すみません、英語のチラシについては、8月下旬から車内で配っているということで、すみません。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） いろんな形で、先ほどの羽鳥議員の説明の中でも38か国も、いろんな国からもう既に国際化した玉村町ということに現状はなっていると思っておりますので、全ての言語で対応というのはなかなか難しいかとは思いますが、そういった姿勢だけでも示せばとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、停留所の位置なのですが、300メートルが基準になっているかと思っております。どうしても、

高齢の方たちが多くなるかと思うのですけれども、両手にレジ袋を持って、買物をしたものを詰めて、それで一番遠い方で300メートル歩くというのは、100メートルもちょっと厳しい状態ではあるのです。既存の停留所に比べると、実際その各地区に配置されている停留所の数というのはどのぐらい増えるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） すみません。質問の内容的に各地区でどれぐらい増えていくか。各地区1個ずつという、地区によっては増えないところもあります。ただ、地区外の近い場所にできるという形で、全地区で全部増えるということではないです。下茂木ですと、変わらず1個なのですが、ゴルフ場の近くとか、下茂木に近い場所に増えるという形の場所もありますので、一概にどこが幾つぐらい増えるかという形ではちょっとお答えができず、ただ新設で64地点増え、路線バスの停留所も増やしますので、それを増やすと合わせて132地点、単純に町内で増えるということになります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） その辺が、各区長さんと連携が図られているかどうか。うちにはあの人とあの人が使いたがっているよというような、実際の要望といいますか、希望も区長さんだったらば、ある程度実態の把握をされていると思うのです。あの人はいもう独り暮らしで、買物には行きたいようだけれども足がないというような、そういうこともある程度はつかんでいるかと思うのです。ですから、そういう面からいうと、利便性を高めるという面からいうと、各地区に1か所ではなくて、2か所、3か所あってもいいのではないかなというふうに思います。デマンドの一番の利点というのは、直接その場所に行くわけです。自分の出発点と目的地を直接結ぶわけですから、停留所幾つあっても構わないわけですね。要望がないところには行かないだけな話なのです。利用しなければいいわけです。デマンドでない定時定路線型でいくと、つくった分だけ全部回らなくてはいけないのですけれども、デマンドの最大の利点というのは直でやっているから、幾つ停留所をつくっても、基本的には何の不便もないというところですね。いろんな業者さん、事業所とのいろいろな問題もあるので、まずはここからスタートということだとは思っているのですけれども、まだまだ改善の余地があるというか、できればオンデマンドとまではいかないまでも、なるべくそれに近いような形でやっていかないと、逆に今度は失望感のほうが強くなってしまうというようなことにならないように、ぜひお願いをしたいなというふうには思います。

1つ提案なのですけれども、ぜひ説明会するときに、折り畳みのキャリアケース、これも一緒に利用できるようにしていくと、300メートルの自宅からの距離、この負担を軽減できるのではないかなというふうに思います。そういったキャリアケースを持って乗車してということになるのですけれども、車の中にどこまで積めるかという問題もありますけれども、そういう工夫の仕方もありますよ

と。だから、両手に自分で持っていこうとすれば大変になるけれども、そういったキャリアケースをもって移動すればいいと。あとは、よく高齢の方がやっているのは、座れるキャリアケースみたいなものがありますけれども、そういったものも停留所の近くにお知り合いなり、区のほうで一時的に保管できるような、そういう置いておいてもらえるようなスペースがあれば、そういった形で置いてもらえるように配慮するとか、そういうような形で、これは区ですとか居場所ですとか長寿会ですとか、そういうような機関を通して、そういった工夫の仕方、そういったものも同時に行って、地区でも自分たちが主体的に関わらないと利用はなかなか図れないと思いますので、そういったことの提案なども中に入れていただけるといいかなというふうに思います。取りあえず第一歩が始まるということで、ぜひ成功に向けて頑張っていただければというふうに思います。

それでは、引き続きまして、インクルーシブ教育について質問したいと思います。こちら第2質問に先立ちまして、昔特別支援に関係したものですから、1979年に特殊教育というのが始まりまして、養護学校というのができて、特学というようなものが始まったわけなのですが、その当時、西の京都と東の群馬と言われたのです。伊勢崎特別支援学校は全国で2番目につくられた。1番目のトップの学校と1か月差です。渡良瀬養護学校の肢体部は全国初です。そういう歴史のある群馬県で、今度はインクルーシブ教育が始まるというようなことは、もう本当に画期的な移行ではないかなと。その第一歩が始まったわけですが、その第一歩が嚮義堂という歴史のある玉村町で、その第一歩が記されるというようなことに関して、非常に感慨深いものがあるのですが、ただインクルーシブ教育といっても非常に様々な形態がありまして、今の現状のままで行われる、特別支援教育の延長のままで行われるインクルーシブ教育ですと、受け入れられる範囲というのですか、児童生徒数もそうなのですが、障害の在り方についても、受け入れられる部分というのが非常に限られてくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えをいたします。

確かに議員ご指摘のとおり、本当に現状の体制の中で、インクルーシブ的な教育を推進しようというには、やはりかなり困難が生じると。それは、何の手当でもなしにいろいろな障害を抱えている子供たちと通常学級の子供たちを交流させようとするには、そこに必ず教師の負担というものが関わってきます。ですから、もし本当にそういったインクルーシブ的な教育をどんどん進めていく上においては、人的な手当というものが非常に重要になってくることは当然でございます。今、ご質問にもありますとおり、幼稚園、保育所では、結果として、かなり手厚い人数に応じた支援者、支援員の数が配置されておりますが、それが小中学校で同様の手当ができるかという現状ではそのような見通しはなかなか難しいというふうには認識をしております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） やはりネックになってくるのは、そういった職員の配置が非常に大きいかなというふうに思うのです。幼稚園、保育園でなぜ可能かといったらば、特に玉村町は手厚いのかなと思うのですが、通常の担当配置が3歳児は8人でしたっけ、非常に人数少ない状態で、基本的には配置される。4歳児が25人に1人になったのですか、その辺ちょっとろ覚えなのですが、そういうような形で職員配置がされているということと、あと障害があるという子にはほぼマンツーマンの形で今担当者がついていると思うのです。その環境のまま小学校の中に入っていければ、ある程度対応はできるのかなというふうに思うのですが、教育長どういふふうにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えします。

おっしゃるとおり、もしその人数配置の割合で教職員の手当ができるならば、かなり手厚いインクルーシブ的な教育に近づいていけるのかなというふうには考えますが、現実の問題としましては、なかなかそれは県費教職員の給与負担が県と国で3分の2、3分の1という状況で、町費での教職員の配置というわけにはまいらないのが現状でございます。ですが、玉村町におきましては、先ほどの幼稚園、保育所同様に、小中学校におきましても、補助員7校で20名というのは非常に手厚い環境でございます。基準に沿って配置しているところではございますけれども、他市町村では基準はあってもなかなか財政的な関係でそこまで配置できないという点では、玉村町においては20名の補助員が特別支援学級に籍を置き、そこでマンツーマン的な指導をしながら、その子が交流で通常学級、親学級に出向くときには必ず一緒に同行して、そして通常学級の中での一斉のお勉強の中での支援をできるだけサポートしてくれていると。そんな状況においては、やや玉村町においては、他地区に比べればそういった通常学級と特別支援学級の子供たちの交流または合同の共同授業といったものにある程度の手当てができていたとは思っております。ただ、十分とは決して思っておりませんが、これからもそういった積極的な交流、または共同学習の推進については力を入れていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 最初の質問で、玉村地区から特別支援学校のほうにお願いして分けて教育をされている児童生徒が18名と。今年に就学対象になっている子が4名というようなことであれば、大体今特別支援学校の配置というのは3名に2人ついているのです。そうしますと、大体7クラス分

お願いをする形になっていますから、特別支援学校に行かないで、町の中で対応するので14名の職員を増やすというような考え方というのもできるのではないかなと。今、どこの特別支援学校も満杯状態です。私が行っていたところなんかは、特別教室を全部カーテンで仕切って、教室にしていたのです。それでも足りなくて、職員会議をやっている会議室まで教室に変えて、さらに増設というような、そのぐらい大体以前に比べると3倍ぐらい特別支援学校の生徒数が増えていますから、別に障害児がとも増えたということよりも、今まで手当てをされていなかった子たちに対応しようとする、そういう状態になってしまうわけです。それはもうそこまで増えると、そういう障害がある子たちが当たり前になってきますから、分ける必要性がどこまであるのかというようなことも視野に入ってくるかなというふうには思います。いろいろな人的な配置というのものもあるかと思うのですけれども、ぜひ指定を受けたから仕方なくやるということではないとは思いますが、積極的にこういうものが必要なのだと、こういう教育をしたいのだというようなところを逆に玉村町から発信していただきたいと思いますと思っているのですけれども、その辺はどのように受け止められているでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えをいたします。

今本当に力強い支援のお言葉というふうを受け止めております。確かに私たちは、群馬県教育委員会から依頼を受け、上陽小学校もやりますと、玉村町も支援しますという形でスタートをいたしましたけれども、県の言うとおりに、ただ単に学校を会場としてお貸しするというだけでは非常に心もとないなど。逆に今松本議員さんのお話のとおり、上陽小学校の校長もそのつもりでおりますけれども、もし今後県として、また国として、インクルーシブ教育を進めていくなれば、こんなやり方があるのではないかということについての、もちろんこれは財政的なものとのバランスはありますけれども、単に人を増やせばいいという問題ではなく、共同学習または交流学习といったものをどんなふうに進めていくことが効果的なのか、それが通常学級の子供たちにとっても特別支援学校の子供たちにとってもどんな意義があるのかということの視点から様々な提案をしていきたいと、そんなふう校長とも話をしているところでございます。実際に県のほうもまだ有識者、大学の専門の先生というものを交えているとはいえ、この前の知事の言葉にもあったように始めてのことなので、みんなが模索状態です。模索しているということは、様々なチャンスや可能性があるという点においては、こういう教育をするにはこれだけの人が必要になるのではないですかと、こういう教育をするにはこういう支援が必要なのではないですか、そういったことについて提案、提言をしながら、それが将来、中長期的な意味での日本の特別支援にかかわらず、日本の教育の在り方に一石を投じる、そんな方向に向かっていくことも一つ、ちょっと大げさなことを言えば、そこまでも少し意識の中に置きながら、積極的に関わっていきたいというふう考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 非常に心強いご答弁をいただきまして感謝したいと思いますが、いろんなインクルーシブ教育といっても、国によって様々です。同じ国の中でもやはり地域によって様々な実態があるかと思えます。日本、玉村町でいえば一律に全部インクルーシブといっても、LGBTQの関係もあるでしょうし、外国籍の子供に対する対応も含まれますので、そういった対応が、特に外国籍の子供に対する対応というのは、高校まで出て進学して就職というようなところの道筋をつくる上でも非常に大きな意味合いを持っていると思いますので、そういう子も含めた、もちろん通常の学級の子たちに対しての手当てというか、それもむしろインクルーシブにしたほうが充実しているよというようなモデルになっていただきたいなとは思いますが、すぐにはもちろん無理だとは思いますが、そういった提言も積極的にしていただいて、3年後には全県下に行われるということですから、玉村モデルとして恥じないものに、今の段階でできる限りのことというところで、上陽小学校の先生方は大変ご苦勞をすることになるかと思えますけれども、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後0時15分休憩

---

午後2時20分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 浅見議員については、体調不良のため早退しました。

次に、2番堀越真由子議員の発言を許します。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君登壇〕

◇2番（堀越真由子君） 議席番号2番堀越真由子、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

1、新型コロナワクチン接種における副反応の周知について。医療機関から国へのメッセージーRNAワクチン接種後の副反応疑いについての報告では、令和6年4月21日までに3万7,091件、うち重篤症例は9,014件、死亡報告は2,204件となっています。

①、新型コロナワクチンの副反応について、令和4年3月議会の町長答弁に、ワクチン接種はあくまで任意性であり、正しい情報提供することが任意性を強く担保する。早急に検証し、対応できると

ころは対応していきたいとあった。町では、コロナワクチンの副反応についてどのように検証がなされたか。

②、現在コロナワクチンの副反応についてどのような認識であるか。

③、経常結果を踏まえ、これまで町民へはどのような周知をしてきたか。また、秋に高齢者等を対象としたワクチン接種が始まるが、どのように副反応についての周知をするのか。

2、新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度について。

①、玉村町での現在の申請件数と審査結果の状況は。

②、申請方法が分からない、接種証明をなくしてしまったので、申請できないといった声を聞く。救済制度についての周知をどのように行っているか。また、相談窓口はあるか。

③、救済を受けた方の健康状態や症状について、町はどこまで把握をしているか。

大きな3番、玉村町の水道料金改定について。玉村町の上水道料金を2033年度までに70%値上げすると新聞報道にあった。以前にも質問したが、以下の内容について、現在の玉村町の方針を問う。

①、口径別料金体系における企業への応益負担の考えは。

②、新たに建設する浄水場の形状について。

③、住民への説明はどのように行われたか。また、住民の意見をどのように取り入れたか。

④、物価高が続くが、賃金は上がらず、国民負担率も約50%となる中で、水道料金の70%の値上げは、住民への負担が大きいと考える。生活困難者世帯の把握、支援について具体的な対策は。

⑤、水道料は受益者負担であるが、国や県、町からの建設費用の補助、負担はいかほどか。

大きな4番、地域コミュニティの担い手不足について。町内会役員や地域コミュニティにおける担い手不足が社会問題になっている。

①、町内会役員やPTA、子供会、高齢者の居場所のボランティアなど、町の財産とも言える地域の担い手不足によりコミュニティの存続が危ぶまれている今、担い手不足とこれからの対策について、町の考えを問う。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 堀越真由子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、新型コロナワクチン接種における副反応の周知についてお答えいたします。まず、1点目の町ではコロナワクチンの副反応についてどのように検証がなされたかについてですが、副反応の検証に関しては、令和3年にワクチン接種が開始されて以降、新型コロナワクチン接種による副反応が疑われる報告は10件確認されておりますが、これは医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ予防接種後副反応疑い報告書を提出し、国に報告されたものを県経由で当町に情報提供され

ています。その中で、ワクチン接種との因果関係については、情報提供されておられません。副反応検証については、医師、医療機関、製薬会社が評価をし、複数の外部専門家が評価を行い、全ての情報を国の専門部会で検討し、検証をされております。

次に、2点目の現在コロナワクチンの副反応についてどのような認識であるかについてですが、ワクチンの接種により一定のリスクが起こることを承知しております。新型コロナワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等ですが、まれに起こる重篤な副反応なども報告されております。新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として接種するものですが、接種をする際には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解の上、接種の判断をお願いしております。

最後に、3点目の検証結果を踏まえ、これまで町民へはどのような周知をしてきたか。また、秋に高齢者等を対象としたワクチン接種が始まるが、どのように副反応についての周知をするかについてですが、秋接種については、65歳以上の対象者に対して個別通知で送付をいたしますが、予診票や町からの通知の中で、厚生労働省からの効果や安全性、副反応などに関する内容をお知らせしております。ほかにも町ホームページなどで情報発信をしておりますので、ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種を判断いただきますようご案内しております。

次に、新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度についてお答えいたします。まず、1点目の玉村町での現在の申請件数と審査結果の状況についてですが、町への現在までの申請件数は2件で、審査結果は認定1件、審議中1件となっております。

次に、2点目の救済制度についての周知をどのように行っているか。相談窓口はあるかについてですが、救済制度の周知は個人通知の中でお知らせしており、町ホームページにおいても情報発信をしております。また、相談窓口については、保健センターが窓口となり、相談を受け付けております。

最後に、3点目の救済を受けた方の健康状態や症状について、町はどこまで把握しているかについてですが、救済を受けた方の健康状態についてですが、現在は症状は軽快し、日常生活を通常どおり送ることができ、問題なく過ごされていることを把握しております。

次に、玉村町の水道料金改定についてお答えします。まず、1点目の口径別料金体系における企業への応益負担への考えについてですが、今回の料金改定で一番の変更点は、一般用において使用するメーター器の口径ごとに基本料金を設定したことです。玉村町の現状についてですが、基本料金分の収入が少ないため、超過料金分の使用料及び収入の状況によって、経営に大きく影響を受けます。今後は、基本料金を多くすることで収入を確保し、経営の安定を図ることができるものと考えております。一般家庭でよく使用される口径13ミリから20ミリの基本料金はできるだけ抑え、口径が大きくなるのに従い、基本料金も高くなります。特に口径50ミリ以上は、企業や公共施設といった大口

使用者が使用しておりますので、口径別の基本料金を設定することにより、企業等への応益負担がなされるものと考えております。なお、超過料金については、使用する口径にかかわらず、一律の料金設定としております。

次に、2点目の新たに建設する浄水場の形状についてですが、既存浄水場の西側に用地を拡張し、今後25年かけて全面更新する計画となっております。

次に、3点目の住民への説明方法と意見の取り込みについてですが、料金改定は水道利用者への理解を得ることが不可欠であります。令和4年9月頃から料金改定計画を進めてきまして、まず各種団体からの代表者や公募者などで構成された玉村町水道事業及び下水道事業運営審議会をこれまで4回開催し、委員の皆様から様々なご意見をいただき、改定案に反映してまいりました。同時に、令和5年10月号の広報に水道事業の現状についての記事を掲載して、料金改定の必要性を周知しました。そのほか大口使用者に対しては個別に訪問して改定案を説明いたしました。さらに、令和6年4月から5月にかけて、改定案のパブリックコメントを実施いたしました。なお、パブリックコメントについてのご意見はございませんでした。

次に、4点目の水道料金値上げに対する生活困難者世帯の把握、支援についてですが、水道事業では生活困難者世帯の把握をすることは難しく、また支援も行っておりません。水道事業では、各使用者に対して使用量に応じた対価をお支払いしていただく料金設定としていますので、公平性の観点から、特別な事情で区別することや特定の方への減免制度の措置は、これまでどおり採用しないことと判断しております。

最後に、5点目の国や県、町からの建設費用の補助、負担についてですが、浄水場更新費用のうち、浄水施設及び配水塔の建設費用については、国及び町の補助対象となる見込みです。補助対象比率が約25%となり、国からの補助金が約3億円、町の一般会計からの繰入金と同額の約3億円を予定しております。

最後に、地域コミュニティーの担い手不足についてお答えいたします。町内会役員と高齢者の居場所ボランティアについては、私のほうからお答えし、PTA、子供会については教育長からお答えいたします。堀越議員のおっしゃるとおり、地域コミュニティーにおける担い手不足の問題は、近年全国的に深刻な問題となっております。

まず、区長をはじめとする町内会役員の状況についてですが、現在玉村町では26の行政区があり、各行政区において地域コミュニティーを持続させるため、区長をはじめ、区長代理、会計、班長等に至るまで、地区の中において役員を決めてもらっておりますが、少子高齢化や生活スタイルの変化に伴い、役員を見つけるのに苦労しているという話をよく耳にいたします。町内会役員の担い手不足の背景には、若年層の地域活動への参加意識の低下が挙げられます。多忙な生活や仕事の都合から、地域活動に時間を割くことが難しいと感じる方が多くなっています。また、高齢者の方々も体力的な問題や健康上の理由から、役員や活動に参加することが難しくなっているケースが見受けられます。町

内会における役員の担い手不足を解消するための一案としましては、役割分担や業務負担等の見直しを図ることが重要ではないかと考えています。例えば役員の一人一人の負担が大きくなってしまっているようであれば、業務の見直しを図ったり分担したりして、会議や活動に要する時間もあまり長くないようにすることで、役員等を引き受けやすい状況になるのではないかと考えます。また、生活スタイルの多様化に合わせた運営体制の見直しや、誰が役員になっても分かりやすいマニュアルなどを用意することで、役員になることへの不安要素を取り除いたり、今後はSNSやアプリ等を活用し、業務の負担を軽減することなどを検討すること等も効果的と考えます。行政としましては、直接的に町内会役員の担い手を探すお手伝いはできませんが、各行政区と連携しながら、それらの情報提供やサポートをするお手伝いはできると考えております。

次に、高齢者の居場所のボランティアの状況についてですが、ふれあいの居場所については、現在24か所あり、町内の各所で活動しており、それぞれの居場所が参加者同士で楽しく活動を行っていると考えております。その反面、堀越議員のご指摘のとおり、担い手の確保、育成を含め、それぞれの場所が運営についての悩みを抱えているのも現状であります。あるところでは参加者が固定化してきているため、新しい方に参加していただくにはどんな工夫が必要なのか、また来れない人にはどんなアプローチが必要のかなど悩みも様々です。居場所には様々な効果があり、人と人がつながる場から信頼関係が生まれ、助け合いに発展していきなじみの関係が継続できることで、本人自身の元気が継続し、ひいては健康寿命の延伸に結びつくものと考えております。町としましても、ふれあいの居場所情報交換会を通じて情報や担い手の確保、育成等の悩みを共有することで、今後とも悩みの解決方法を皆さんで話し合っていきたいと考えております。これらのほかにも、担い手不足に悩みを抱える団体はたくさんあると思います。これらのように、地域コミュニティーの持続は大切なことではありますが、時代の変容とともに、コミュニティー自体もそれに即したものに変化をしていかなければならないと考えています。人口減少時代の中で、今後のコミュニティーの在り方については大変難しい問題ではありますが、おのこの関係機関や各種団体等の皆様から、情報収集をさせていただき、こういったものが時代に即したものであるか、地域においてこういったつながりを構築していくことができるか、課題解決に向けて今後も研究を重ねてまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 堀越真由子議員の地域コミュニティーの担い手不足についてのご質問のうち、PTAや子供会の部分につきましてお答えいたします。

玉村町に限らず、子供の人数の減少、いわゆる少子化問題は、日本全体が抱える社会問題であります。PTAや子供会育成会といった地域の子供に関わる団体やコミュニティーは、子供の減少及び子育て世帯の減少の影響を直接受けている状況にあると言えます。併せて、それぞれの家族や諸団体関係者の皆様の生活環境や価値観の変化、共働き世帯の増加なども昨今の担い手不足の大きな要因の一

つであると考えます。しかしながら、団体や組織によっては、強い課題意識を持ち、持続可能性の観点から、従来の役員業務や事業の見直しなど、役員や保護者の負担を軽減し、活動の効率化を図るなどの動きを始めたところも出てまいりました。教育委員会といたしましては、それぞれの団体や組織との連携を密にしながら、課題解決に向けた指導、助言や効果的な取組の共有化などに努めていきたいと考えます。あわせて、今後も社会の変化を注視しつつ、様々な関係者の皆様からも幅広く情報収集しながら、変化に即した活動の在り方や担い手不足解消の手だて等について、継続的に研究していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 第2質問させていただきます。

先ほど新型コロナワクチンの副反応は10件の報告があるとお聞きしました。この内訳、以前お聞きしたと思うのですけれども、1人亡くなったというふうに伺っていますが、その辺は合っていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

確かに1名亡くなったということではありますが、亡くなった要因とワクチン接種の因果関係というのは明らかにされていませんので、その関係があるかないかというところはまたちょっと不明なところではあるのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 死亡の報告が2,000件以上あっても、99%は不明の判断が出ているということですので、因果関係は認められないものがほとんどとなっています。先ほどお答えいただいた副反応についての見解が国の見解だと思うのですけれども、町としてこの副反応についてどのような症例があって、どういうふうに考えているかというのをお答えいただけますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） 副反応については、主なものについては、頭痛、関節痛、発熱、それからまれに起こる重大な副反応としては、アナフィラキシー、それからごくまれに起こると言われています心筋炎や心膜炎などがあるというふうに認識しております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。

では、リスクの周知について、町はどのように住民になされていますか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

今までも接種券というものを発送しておりました。その中に、予防接種の注意事項というものを同封しておきまして、その中に副反応についての注意事項、こういう副反応がありますといったものを記載しております。10月から始まる秋接種と言われていた65歳以上のコロナワクチン接種に関しては、今度は接種券というものから予診票というものに変わります。予診票を発送する準備を今しているところです。その予診票の裏面に、やはり予防接種を受けるに当たっての注意事項ということで幾つか項目を載せております。その中に、副反応についての記載がありますけれども、そこには先ほど私が申し上げたように、主な副反応について、どういうものがあるかとか、またまれに起こる重大な副反応についてどんなものがあるか、ごくまれに起こる重大な副反応についてこういうものがあるといったものを7行にわたって記載をしております。そして、接種の判断をする際に、副反応についてももっと詳しく知っておきたいよといった方に向けて、その副反応の詳細が記載されている厚労省のホームページに飛ぶような、そこが確認できるようなQRコードを載せておりますので、もう少し予防接種を、コロナワクチンを接種するかどうか判断するとき、もうちょっと副反応について調べておきたいという方は、QRコードをスマホでかざしてもらって、厚労省のページをお読みいただくような方法での周知をしていくということでございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今周知していくと言いましたQRコードを読み込んだ中に、例えばなのですけれども、2021年2月に接種が始まって、11月までに重篤な心筋炎、心膜炎の副反応疑いが281件報告されていると。また、致命的な転帰に至った症例が報告されていて、2021年11月11日に重要な特定されたリスクに追加がされています。あと、ギランバレー症候群も副反応疑いが181件報告があり、因果関係が否定できないとして、ホームページに載っている。ごめんなさい、副反応として追加されていたりもするのですけれども、そういったものがちょっと分かりやすく載っているか、また副反応についてちょっと心配する町民から、ワクチンのリスクについてももう少し詳しく周知してほしいといった要望は今までにはなかったでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

先ほど申し上げましたQRコードを読み取っていただいて厚労省のどこのページに飛ぶかというの

は、Q&A方式になっているページでして、ワクチンの安全性と副反応という項目で、Q&A方式で、例えばこれまでに認められている副反応にはどのようなものがありますか、それについての回答というような形式で載ってあったり、アナフィラキシーではどのような症状が出ますか、治療法はありますかとか、ワクチン接種をすると心筋炎や心膜炎になる人がいるというのは本当ですかというような問いに答えているというような形式で載せてある、そのページに飛ぶようにしております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） そのページは、多分ごくまれに起こるといふふうには書いてあるのではないかと思います。

先ほどちょっと質問したのですけれども、町に副反応についてももう少し詳しく周知してほしいといった要望はなかったでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） すみません、回答が漏れてしまいましたが、そのような要望は今のところ聞いてはおりません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） メールであったりとか、課に行ってお話をしたという方もいたのですけれども、ちょっと行き違いがあったのかなど。これは、国の問題だと言われてはいますが、もう若者には接種券を送付しなくなりましたが、以前一律送付をしないでほしいと、ちょっと副反応について長期的に体にどのような影響が起こるか分からないといふふうな回答も得ていたもので、本当に希望のある方に接種券を送ってほしいということを行いましたけれども、何かそういうことで全国で、やはり地方自治体で一般質問が起こり、402の自治体が6か月から4歳児の接種券一律送付をやめて、5歳から11歳までの小児は、88団体が送るのをやめました。「あさいち」とかでも、ワクチン後遺症についての報道があったりとか、今本当に3万7,000人も副反応という症状を抱える方が出てきて、死亡者ももうかなりの数になっているのですけれども、リスクについてももう少し詳しく周知をする考えがないかと。町長も、こういうリスクについても周知することが任意性を担保するといふふうにおっしゃっていたのですけれども、町長今の体制についてどのようにお考えですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） コロナワクチンに関しては、もちろん重度化を防ぐということもあるのですけれども、その中で副反応でいろいろな状況が起きているということは報道では知っています。それで、大体やっているのは、国の専門部会というところでの発信なのです。だから、町には医学の専門

的な知見を有する職員もなかなかいないので、どーんとどこまで、やはり厚生労働省の書いている副反応の状況を、逆にもっと大きく出すとかなんとかというのはできるけれども、新しい知見をこの町自体に求めるのはちょっとできないことなので、今ある中でこういう副反応状況があるので、接種はそのことを考えた上で任意接種ですよということは言う必要はあるかと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） なかなかリスクについて知ることができないと言った声も聞いています。自治体によっては、ホームページに、ワクチンを打つ際のリスクとメリットということで詳しく書いてある自治体もあります。泉大津市であったりとか、いろいろそういうことを掲載する自治体も増えてきていますので、玉村町としても町民に寄り添った健康と命を守るところで考えていただけたらと思います。

大きな2番に移ります。先ほども言いましたけれども、先日コロナワクチン後遺症について、NHKの「あさイチ」で報道されていました。医療機関から副反応疑いについて報告された3万7,000件というもののほかに、予防接種健康被害救済制度といって、自治体から国に届いたものが今年の1月までで1万135件ありました。先ほどの答弁で、玉村町では申請件数が2件とありました。症状があれば、因果関係が認められなくても申請できる制度と聞いていますが、医師に必要な書類をもらいたいと話す、因果関係が認められないからと拒否をされたという話を聞いています。因果関係は関係なく、接種記録で申請できるということを知らない医師とか患者が多いと聞いているのですけれども、厚生労働省から町内管内の医療機関に副反応疑う症状が出た場合の体制整備など、通知を出すようにと町に連絡が来ているかと思うのですけれども、玉村町から例えばお医者様に副反応疑いの患者さんが受診したときに、適切な対応ができるように、医師との連携などは取れているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

町から医療機関に対してというところは、申し訳ございません。そのところは特に取組はしていませんが、ちなみに現在までに申請された2件について、これはどのような流れで申請に至ったかといいますと、2件の対象者の方が何らかの症状で医療機関を受診した際に、医療機関から健康被害救済制度の案内がされて、役場の窓口相談に来られたと。そこで申請をしたというような流れになっております。町からは、先ほどから申し上げておりますが、個別の通知、今まででしたら接種券で、今年度からは予診票、それを送付する中に健康被害救済制度の案内を入れておりますし、ホームページでも周知をしております。住民に対しては、そういったところで周知を促しているのですけれども、直接医療機関にというのは、申し訳ありませんが、行っておりません。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 国からも再送ということで、2回にわたり通知を出しているというようなこともありましたので、ぜひお医者様とも連携を取っていただきたいと思います。やはり救済制度について、勤務先で知ったとか、友人から聞いたとかそういうことで、なかなか知られていないのです。町のホームページには、被害者救済制度についての掲載というのはされているのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岡田寛子君発言]

◇健康福祉課長(岡田寛子君) ホームページのほうに載せてあります。令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種についてというふうなところで、予防接種の概要から実施時期、接種場所、接種費用などを載せておる中に、予防接種健康被害救済制度という項目で載せてございます。

◇議長(石内國雄君) 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) ちょっとなかなかすみません、分かりにくいといった声もありまして、当初予防接種健康被害救済制度で、国は3億6,000万円の予算を組んでいたのですけれども、やはりその後補正で397億円を計上して、100倍近くの救済制度のお金を補正で組んでいます。これは予想よりも多くの被害が出ているということだと思っております。接種後、どんな症状が出るか分からないというふうに答弁にもあったのですけれども、打った直後だけでなく長期にわたり影響が出ていると。数日で消えるって言われていたワクチンに含まれるスパイクたんぱくが接種1年後、背中に蕁麻疹が出まして、蕁麻疹の成分を調べたら、スパイクたんぱくが現れたと。何かいろいろそんなことも論文として上がってきていますので、やはり長引く症状がどういったものなのかというのが分からなくて悩んでいる方もたくさんいると報道にもありましたので、町としても、秋接種がちょっと始まるということで、例えばその秋接種の接種券を送付をするときに、被害者の救済制度についてお知らせするか、ワクチンを打たれるときに、こういう制度もありますというようなものをお知らせするといった考えはないのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 岡田寛子君発言]

◇健康福祉課長(岡田寛子君) 今度の10月から始まる予防接種の予診票をお送りする中に、健康被害救済制度についての案内はもちろん、先ほど副反応について、予診票の裏面に記載しますというところと同じ裏面に予防接種の健康被害救済制度についても、やはり記載をしております、さらに詳しくというのを隣にQRコードをつけているというような形で記載をしてお送りする予定です。

◇議長(石内國雄君) 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) これがなかなか申請するのも大変だと、700ページにもわたる書類を集

めて出さなければならなかったという方もちょっといらっしやって、書き方も分からないと。何かそういう声も聞かれたりとかするのですけれども、奈良県のほうでは、分かりやすくマニュアルをつくりまして、ホームページに、ちょっと課長にはお渡ししたのですけれども、このようなもので、自分で申請するのが簡単にできるようなマニュアルをホームページに出しているのです。玉村町でもそういった申請しやすくなるような取組として、ホームページにこういったものを載せるという考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

今のところその予定はないですけれども、窓口は保健センターになります。相談窓口になっておりますので、そこで例えば申請をするとなった場合には、申請書類などについては一緒に書きながら作成するというようなお手伝いができますので、窓口にご相談いただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） いろいろなところで、ちょっと被害が出ているワクチンなのですけれども、今年の4月に国を相手にコロナワクチンの副反応で被害を受けた方が集団訴訟を行っています。今度定期接種になりますと、責任が国から町に下りてくると。もし何かあった場合に、町が訴訟を受ける可能性もあるということで、やはりリスクについての周知はしっかり行っていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次は、水道料金の改定についてに移りたいと思います。先ほどの答弁で応益負担については、今後は口径別で行いますというような答弁がありました。超過料金については一律の設定をしているというふうになっていますが、一律というふうに設定している自治体がほとんどなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 超過料金について、一律かどうかという質問についてなのですけれども、これはやはり水道事業体で様々でございます。半々ぐらいというところで、超過料金で差を設けているところ、一律にしているところがございます。今回料金改定につきまして、やはりいろいろなシミュレートをかけました。それには、やはり今使われている水道がどのような量を使われているかということで、様々なシミュレートをかけまして、企業に対して、また一般家庭に対して、大きな負担が発生しないように行った結果が、今回の超過料金を一律するというような結果になりました。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 分かりました。

2番に移ります。浄水場の形状についてなのですが、今検討している浄水場は従来どおりのものと、あと無薬注方式のものがあるというふうに伺ったのですが、飲み比べのイベントなどを企画されているとお聞きしました。方式を決めるのに、飲み比べをして、住民の声はどのくらい反映されるのか、それを教えていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） これから住民の方からいただく意見、水の浄水方法についての内容となります。現在決定している内容としましては、基本構想、基本設計の中で、これからの浄水場がどのような状況であるべきか、言ってみれば今あるサイズ、現行のサイズですと、これからの人口を踏まえますと、サイズが少し大きいものですから、それを少しコンパクトにしながら、それと更新するにはどのような場所で、当然今ある浄水場から隣接するところ、こちらを拡張しまして行うというところがまず決定しております。ただし、これからの浄水施設、これは今、堀越議員がおっしゃったとおり、これまでの急速ろ過方式、または無薬注方式ということで、まだそちらの選択段階です。というのが、これからの発注方式にしましては、これはいろいろな従来方式といたしまして、町が設計するか、それともこういったパッケージ、要は設計から施工から維持管理まで、午前中に質問いただきましたPPP方式ということなのですが、こちらについては現在決定はしておりません。これから、いろいろな場面で議員の皆さんや、それから運営審議会の皆様と調整を行いながら、最も玉村町の浄水場が何に適して、どのように発注するのが今後水道を使う方々にとっての最大の効果が得られるかというところで検討している段階です。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） よく分かりました。この先長期にわたって使っていくものなので、例えば50年後とか、何か古いなというよりも、最新式のそのときの時代になるべく即したようなものになっていくといいなというふうに思っております。

25年かけて全面更新となっていました、いつから新しいお水が飲めるようにと考えていらっしゃいますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 25年という更新計画を打ち出しております。ただし、水道を使える状況となるのは、おおむねこれから、設計と発注と含めました2年、建設工事が5年ということですので、約7年後には新しい浄水場からの送水が考えられるということですので、この25年というのは維持管理を含めた期間を言っておりますので、よろしく申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 分かりました。

では、3番なのですけれども、水道事業運営審議会の皆様で水道料金改定について話し合ったと聞いたのですけれども、この内訳というか、メンバーについて教えていただくことはできますか。住民は何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 上下水道課長。

[上下水道課長 上村明弘君発言]

◇上下水道課長(上村明弘君) 運営審議会については、10名で構成されております。こちらは、まず町内にお住まいの方、また町内にお勤めの方、いろいろな分野から選定させていただいております。まずは一番に水を利用している方、これは公募をかけていまして、3人です。それと、上水道の経験者、言ってみれば町の職員だったOBの方、それから商工会、食品衛生関係、群馬県立女子大学の教授ということで、幅広い範囲で水を使っている方のご意見をいただいております。

◇議長(石内國雄君) 2番堀越真由子議員。

[2番 堀越真由子君発言]

◇2番(堀越真由子君) 今回は20%の値上げですけれども、4年後にはまた35%の値上げになると。そういったところで、やはり町民の声を幅広く聞く必要があると思うのです。耐震化であったりとか、おいしい水が飲めるであったりとか、やはりメリットを伝えながら、このくらい値上げしていく必要もあるということで、住民に理解を得る必要があると思うのですけれども、パブリックコメントであったりとか、ホームページというものはなかなか町民が目にしらないというのを以前聞いたことがありまして、例えばメルたまであったりとか、今度始まるLINEであったりとか、そういうもので町民にお知らせをして幅広く意見を聞くといった考えはないのでしょうか。

◇議長(石内國雄君) 上下水道課長。

[上下水道課長 上村明弘君発言]

◇上下水道課長(上村明弘君) 今回の20%の改定につきましては、様々な意見をいただきたいということで、先ほど堀越議員がおっしゃったとおり、ホームページ、それから広報で今の現状とこれからの形ということでお示ししてまいりました。ただし、今あるこういった情報社会ですので、工事関係につきましては、メルたまを活用したりとかしています。これから、またLINEとかで大きな範囲で皆様にお示しできる機会がありましたら、そちらのほうを活用したいというふうに思います。

また、今浄水場に小学4年生が見学に来ていただいております。その中で施設の内容を見ていただく。やはり皆さん、感想文を書いてくれるのですけれども、「水を作る過程ってこんなに大変なのですね」、それから「いろんな人が手をかけているのですね」という具合に感想をいただいております。ただ、そのときに水はこれだけ作るのに、蛇口をひねれば出るまでの間、どれだけの費用がかかっているのですと、そういった話をする機会がありませんでした。これから水道を使っていく方々という

のは、言ってみればこれからの中心になる子たちでありますので、来年度以降幾らとかいうふうではなくて、やはりこういった費用は発生してということで、小さい頃からそういったお話をできればというふうに思いました。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 今度は水の値段になってくるのですけれども、総務省が2021年に出した1世帯当たり上下水道料金の全国の平均が4,291円だったとありました。水道料金の安い地域と高い地域では、月に6,000円の違いもあるというデータもありまして、一概には言えないのですけれども、今回ちょっと値上げをする中で、総務省が公表している家庭調査の結果では水道料金は大体2%だと。そして、以前にも言ったかもしれないのですけれども、上下水道の料金が世帯収入の3%を超えると支払いの負担を大きく感じて、5%を超えると支払い困難とされています。町から生活困窮世帯への支援はないというふうに伺ったのですけれども、せめて停水されてしまった世帯であったりとか、生存権に関わってくるところだと思うのですけれども、その辺セーフティネットの強化、生存権の保障というものに対して、町はどのように考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 生存権、それからセーフティネットの件です。昨年、堀越議員から、やはり給水停止の状況ですとか、それから値上がりに対して生活の困窮がさらに増すのではないかとこの質問がありました。そして、水道事業としまして、果たしてそういった内容で支援ができるのかというところでいろいろとお調べしました。これは、健康福祉課や税務課に生活保護、また非課税世帯、これは公債権といたしまして、水道が今行っています私債権と少し異なりまして、情報は得られるのだけれども、それを活用するというのが難しいというところで、これは水道事業は水道事業でまず支援というところまで行き着かない。ただし、生活困窮者、生活困難者に対しては、そういった事業を行っているところをお願いをしたいというところで、話のほうは進んでおります。ですが、水道を使う方、やはりとはいえ水を止めるという行為がどのような影響があるかというのは大変なことです。それですので、今回の料金改定の中で、やはりそういった世帯が出ないように、極力そういった費用については考えました。現在、玉村町の水道料金を20%改定ということでございますが、これ周辺地区と比較しても決して高い金額にはなっていません。ようやく群馬県内の平均になったということでもありますので、これから35%という数字を今お示ししていますが、これは今後そのような事態を招くようなことがないように、その辺はもう一度次の4年間の中で精査してまいります。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ぜひセーフティーネットを強化して、取り残される方が出ないように取り組んでいただきたいと思います。

国からの補助金を3億円、町から3億円の補助とありました。これは最初の計画に含まれていた補助金の金額になりますか。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君） 国からの補助金、それから町からの繰入金につきましては、総務省ですとか、厚労省ですとか、国の補助事業または国の交付金事業、また総務省からは町が一般会計から繰り出しするところの割合とか、その辺については恐らく3億円ずつになるのではないかといいところもありました。ただ、そちらの補助金、これを見込んで、試算のほうは行っていません。というのが、そういった制度は日々変化します。見込んでいたものがなくなったときにかえって不利な条件になるといけませんので、補助金、または繰入金がいただけるような事業になれば、当然今後の料金については、少し上げ幅を下げられるというふうなことで期待しております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 上げ幅が抑えられるというようなことを聞いて安心をしました。なるべく下がるといいなと思っております。

町長、渇水の映画を見たと思うのですけれども、あの映画を見て、文化的な視点ではなく、行政のトップとして、水道事業というものはどうあるべきだとお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） あの映画は、結局一つの家族を描きながら、その親はなかなか道徳的に褒められないような生活、しかし犠牲になっているのは2人の姉妹だと。何の罪もないという、そういうところに心を動かした水道職員が停止を踏みとどまるというか、そういったところを描いた、前橋の水道庁舎がロケ地になっているのですけれども、やはり生きるということはいろんなことが全部総合的になっているわけです、いろんな分野が。だから、そういうもので生きていくということは、一つの細分、それぞれ細分されたところだけが得手不得手ではなくて、苦手なところも得意なところも全てが関わってきているということなので、社会もそうだと思います。それで、どうやって折り合いをつけて、みんなで一緒に生きていくのだというそういう状況をつくっていくものだと思います。それに向けてどうやって対応していくかということだと思っております。その基本は、今言った憲法の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるという、それはどういうことを意味するのだということ、それを具現化するのがいわゆる自治体の役割だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ぜひ生存権であったり、困っている方をすくい上げるような施策を取っていただけたらと思います。

すみません。地域コミュニティーについて、もう本当に時間がなくなってしまったのですけれども、質問に移らさせていただきたいと思います。このままですと、やはり現在の担い手さん、高齢化に伴い、自然消滅をしてしまうおそれもあると考えます。地域コミュニティーの担い手不足について、担当課としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

堀越議員のおっしゃるとおり、地域コミュニティーの担い手不足は、全国の自治体において大変深刻な社会問題となっております。この課題解決は、今の時代非常に難しいというのはご理解いただいていると思いますけれども、少子高齢化、人口減少時代の中で、年金問題等々もあり、定年延長制度が進められている中であって、定年が65歳ですとか、また国では労働力不足に対応するため、シニア世代の活用といった話もありますので、もし仮にこれが70歳とか75歳くらいまで働いて、そこからまた地域に帰って地元の役員などになるとなると、体力的にも健康的にも、またそこからの人生を考えたとき、なかなか地域に入っていくというのは難しいというような状況が容易に考えられると思います。だからといって、手をこまねいていれば、地域は希薄化が進む一方となってしまいますので、まず第1には、やはり地域住民の意識を高めていくことが重要だと思っております。地域コミュニティー活動に参加することの意義や楽しさを伝えるために、また地域のイベントですとか、ワークショップなどにより住民同士の交流を促進することがより効果的だと考えます。

また、住民団体それぞれの活動はもちろんなのですが、例えば地域の特産品を使った料理教室ですとかマルシェ、あるいは地元の歴史を学ぶ講座、あるいは重田家住宅のイベントなどを通じて地域への愛着を育むことができますし、それらにより地域活動への参加意欲が高まり、担い手不足の解消につなげていくという、そういった意味では住民活動支援センターばる、あるいは生涯学習課の公民館事業ですとか、あるいは重田家住宅の活用など、住民が参画しやすい各課の行事やイベントを通じて交流を深めていくことが重要だと考えます。実際ばるでは、100を超える団体登録がありますし、個人を含めれば150近い登録があります。ばるでの団体活動の支援をはじめ、公民館の事業や重田家住宅の活用も毎月のように様々な行事やイベントが開催されておりますので、そういった中で、ボランティアの皆さんのご活躍もありますし、地域の交流が深まっていると思っております。そういった交流の中で、地域の役員などについても、誰か成り手がいないかですとか、私がやってあげるよとか、そんな自然なやり取りができるような環境づくりができればいいのかなと考えております。そうした中で、町長が言う町はみんなと一緒に生きる場所ではないのですけれども、地域住民一人一人

が主体的に関わりながら、共に支え合う社会を築いていけるよう、持続可能な地域社会の実現に向けて、町全体が一つになって進んでいくことができればと思っております。とにかく地域に出ていく、参画する、そういった機会を増やしていくことが参画意識を高めていく上で大事なことなのではないのかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。温かな思いを聞かせていただきました。いろいろ質問も用意していたのですが、ちょっと自分の配分不足で、また次回質問をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時35分に再開いたします。

午後3時20休憩

---

午後3時35分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子でございます。議会2日目ですが、そろそろ皆様お疲れの様子でございますし、また午後の眠い時間でもあると思いますので、しっかりと訴えてまいりたいと思います。さくっと行きますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、日課としまして、社会体育館のジムによく通っております。先ほど外国人の方が1,500人玉村町に住んでいると。そして、38か国の方が住んでいるというお話が午前中にありました。ついでこの間までは1,000人ということであったので、この僅かな間に500人ぐらい増えているということで、これはどんどん、どんどん増えていくであろうと、今後減っていくということではなくて、増えていくであろうというふうに思っております。私は、ジムでトレーニングをするのが趣味なので、そのジムもエアコンなどを設置していただいて、大変環境がいい中でトレーニングができるということであって、大体常時いつ行っても25人ぐらいはいるのですが、そのうちのほぼ半分が外国人の方であります。ですので、本当に若い外国人の方たちが来て、一生懸命トレーニングしているのですが、日本人の人たちと協力し合って教え合って、トレーニングしている姿を見ると、これからの社会はこうして多文化共生がどんどん進んでいくのだなというふうに思っております。価値観も文化も違う人たちが一緒に住む、そしてトラブルなく暮らす方法を見つけていくのが行政の

役割だと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは、本日は4項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目、町管理外の施設における樹木や雑草の除去管理について伺います。町の管理外の水質浄化センター、県立女子大学、そして滝川などの樹木や雑草は、夏の間伸びたまま放置されています。水質浄化センターや県立女子大学は施設が大きいため距離も長く、フェンスを乗り越えた雑木が町の歩道まで覆っている状態です。また、滝川は年間の水位も低いために、中州に土砂が蓄積してごみが詰まっている状態になっております。町として、管理要請はどの程度依頼しているのか、また実際に手入れはどのようにされているのか伺います。

2つ目、町にできましたこども家庭センターへの相談内容と対策についてです。近年、出生率の低下が著しいが、子供を取り巻く問題や環境は複雑で多様性に富んでおります。4月よりこども家庭センターがスタートし、5か月が経過しました。相談の件数や内容はこういったものが多いのか、またその相談内容について、どのような対策を講じているのか伺います。

3つ目、玉村幼稚園を認定こども園に移行して、待機児童解消を図ることはできないかということについて伺います。出産後、早期に職場復帰する親が増えて、1歳児未満、ゼロ歳児からですね、保育所への入所希望が増えております。そのため、保育所の待機児童問題が解決できずにいますが、一方で、町立幼稚園、これは3歳から5歳までの子供たちが通っております。町立幼稚園への入園児童は年々減少しております。町では、民間の保育所の誘致を掲げておりますが、用地取得等に時間がかかるのは必然であります。玉村幼稚園を認定こども園に移行して、待機児童解消を図る計画はないのか。全国的に見ましても、幼稚園型、保育所型で独立したものよりも、この10年余りを比較すると幼保連携型は10倍に増えております。町の幼稚園の老朽化、そして給食室等の問題もありますが、実施へ向けた場合の移行の時間や課題はどう把握しているのか伺います。

4つ目、子ども食堂の利用状況と今後の計画について伺います。今、町では子ども食堂が町内6会場で実施されております。多くの支援者によって支えられている事業であって、孤食や栄養不足の児童にとっては様々な恩恵がある子ども食堂であります。今では親子だけの参加だけではなく、居場所としての活用にもつながっていると感じますが、現状と今後の展開について伺います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町管理外の施設における樹木や雑草の除去管理についてお答えします。町道の除草につきましては町で実施しておりますが、ご質問の町管理外施設から伸びた樹木の枝や雑草が歩行者や車の通行の支障になる場合や、交差点等の交通安全上の見通しに影響を及ぼす場合につきましては、その都度町から各施設管理者へ除去を依頼しております。各施設に対し、樹木剪定等の頻度を確認したところ、下水道総合事務所は年1回冬に行っており、県立女子大学は年1回、卒業式前に行ってい

るとのことでした。どちらも苦情等があればその都度対応することですので、通行等への支障を確認した場合は、適宜選定等の依頼を行ってまいります。

次に、滝川の河川内の土砂堆積についてですが、新井議員のご質問でもお答えしましたとおり、伊勢崎土木事務所に確認したところ、土砂については一定の割合を超えた場合にしゅんせつ等を行う方針であるとのこと、今後も引き続き河川巡視や点検などにより、状況変化を監視しながら、必要に応じて対応していくとのこと。なお、のり面及び河川内の雑木につきましては、現在におきましても、河川の流下を阻害するものや護岸等の河川構造物へ悪影響を及ぼすおそれのあるものについて適宜伐採を行っているとのこと。また、不法投棄などで大型のごみが河川内にあった場合につきましては、その都度伊勢崎土木事務所と連絡を取り合い、撤去を行っております。

次に、こども家庭センターへの相談内容とその対策についてお答えいたします。こども家庭センターへの相談内容についてですが、今年4月にこども家庭センターがスタートしてから7月31日までの4か月間で、子育て相談が126件、発達相談が88件、不登校の相談が29件、虐待に関する相談が15件、それ以外の相談が61件となっており、合計で319件の相談がありました。子供の保護者からは、子育てやお子さんの心身の発達に関する相談を多くいただいております。また学校、幼稚園、保育所等の子育て関係機関からは、お子さんの心身の発達や不登校に関連する相談を多くいただいている状況です。

次に、相談への対策についてですが、保健師4名、公認心理師1名、助産師1名の専門職で対応しております。相談内容によっては、電話や家庭訪問に加えて、学校や保育所、児童相談所等の職員を交えた相談の場を設けたり、発達に関する専門的な相談機関を紹介するなど、必要な支援が受けられるように調整を行っているところです。

次に、玉村幼稚園を認定こども園に移行して、待機児童解消を図ることはできないかについてお答えいたします。現在、玉村町では人口減少が続いており、未就学児の人口も年々減少している状況です。しかしながら、核家族化の進行や女性の社会進出、共働き世帯の増加などにより、保育に対するニーズが高まっており、未就学児人口が減少しているにもかかわらず、保育認定児は年々増加し、特にゼロ歳児や1歳児においては、待機児童が生じてしまう状況となっております。そのため、町ではこの待機児童を早期に解消すべく、新たな保育施設の誘致について具体的な計画の策定を開始し、今年度中に民間保育施設の公募を開始できるよう準備を進めているところです。この公募による保育施設の誘致に当たっては、新規の土地取得や園舎建設に係る諸手続も必要となることから、議員ご指摘のとおり、実際に開園できるまでには時間を要するものとなっております。その上で、ご質問にもありました玉村幼稚園の認定こども園に移行するという点についてお答えいたします。

保育所は、ゼロ歳から5歳までの未就学児を受け入れていますが、その利用のためには、保護者が就労している等の要件が必要となっており、仕事をしている保護者に代わって子供を養育する福祉施設としての位置づけとなります。一方、幼稚園は3歳児以上の児童が利用でき、その利用に際しては

保護者の就労等の要件はなく、幼児教育を提供する教育施設としての位置づけとなります。これらに対して、認定こども園は保育所機能と幼稚園機能を併せ持った施設であり、保護者の就労等を要件としない教育認定児と保護者の就労等を要件とする保育認定児の双方を受け入れることができる施設となっております。先ほど保育認定児が年々増えていることをご説明させていただきましたが、反対に幼稚園を利用する教育認定児は年々減少しています。玉村幼稚園についても、入園希望者が右肩下がり減少し、年少児から年長児までの利用定員が180名のところ、令和6年4月時点での在園児は57名とおよそ3分の1となっております。また、年少児に限ってみると、在園児数は15名と本来の年少児利用定員の4分の1となっております。

以上の点を踏まえると、保育所の誘致のみならず、教育認定児の減少についても町の課題であり、玉村幼稚園の在り方も含めた全体の教育、保育施設の再編整備を協議していく必要があると認識しています。議員ご指摘のとおり、県内でも幼稚園の認定こども園化や既存保育園との統合による認定こども園化などを行っている施設が多くあり、当町においても玉村幼稚園の認定こども園化が選択肢の一つとなり得ると考えています。一方で、仮に認定こども園化する場合には、保護者への説明やその理解が必要であり、このまま公立で運営を継続するのか、民間へ移行するのかについても検討する必要があります。さらに、教育委員会による玉村町の教育方針についても見直す必要があります。また、認定こども園化する場合の利用定員や規模などについては、今後の町全体の未就学児の人口推計やニーズを踏まえた上で、将来的に民間施設の経営を圧迫することのないよう配慮する必要があります。さらに、玉村幼稚園の園舎は平成元年の建築であり、老朽化が進んでいるほか、認定こども園化した際には、自園調理の給食施設を設けるなど、ハード面での対応についても必要になり、公立での改修では、国や県の補助金が受けられないなどの課題もあります。そういった課題の解決手法を考えた際、かつて南幼稚園を玉村幼稚園に統合し、その園舎を民間保育所の誘致に活用したように、仮に玉村幼稚園を認定こども園化する場合にあっても、様々なパターンや方策が考えられます。いずれにしましても、そういった課題を分析し適切な方針を定め、それに基づいて進めていく必要があることから、仮に認定こども園化するとしても、現時点において具体的な移行期間をお示しすることができません。しかしながら、町としましても、保育所の誘致、玉村幼稚園をはじめとする教育、保育施設再編整備については、重要な課題として認識しておりますので、教育委員会とも協議、連携して丁寧に検討しつつ、子ども・子育て会議の意見も聞きながら、可能な限り早く方針を決定して進めていきたいと考えています。

このご質問につきましては、教育長からもお答えいたします。

最後に、子ども食堂の利用状況と今後の計画についてお答えいたします。子ども食堂に関しましては、食事を契機として交流の場、遊びの場、親と子のつながりの場をつくるだけでなく、貧困や孤食に限らず、高齢者の方も気軽に参加することができる、そういった場をつくることも目的としております。備前島議員のご質問にあるとおり、子ども食堂は町内に6か所設置されており、各小学校区を

目安に各団体が活動しています。子ども食堂自体はボランティアによって運営されており、町からは活動費の一部補助のほか、今年度は給食センターでお盆の入替え時に古いお盆のうち、状態のよいものを希望する団体へ配布いたします。また、運営団体ごとに企業などから食材の一部提供を受けるなどの様々な連携により運営されております。利用料につきましては、保健所等の開設に向けた相談をする中で、材料費以上の徴収はしないこととなっておりますので、多くが100円程度となっております。現在、健康の森児童館につきましては、夜間無料学習スペース開放日に合わせての実施を試行中で、一般の方の利用を中止しておりますが、ほかの5か所の食堂に関しましては、月1回の開催が4か所、2か月に1回の開催が1か所で、定員は食堂の規模で10名から20名程度となっております。毎回定員に近い利用があると聞いております。今後に関しましては、新たに開設を希望する団体からの相談がありましたら、各種手続など開設に向けた取組に対する支援を行います。既存の食堂に関しても、フードバンクとの連携強化や企業などからの支援に関する情報が町にあった際の周知など、継続して事業に取り組んでいただけるよう支援に取り組んでまいります。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） 備前島久仁子議員の玉村幼稚園を認定こども園に移行して、待機児童解消を図ることはできないかについてのご質問にお答えいたします。

先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、現在玉村幼稚園の在園児数は5歳児20名、4歳児21名、3歳児15名であり、利用定員の3分の1となっております。保護者の働き方の変化によることも大きいですが、幼稚園の利用者が年々減少していることは全国的な課題となっております。しかしながら、幼稚園教育の理念を重視し、町立幼稚園を強く希望する保護者も一定数いらっしゃることから、玉村幼稚園の教育についての魅力を発信し、保護者に選んでいただける園となるよう、鋭意努力するとともに、町関係課との連携を図りながら、議員ご指摘の認定こども園への移行を含めて、今後の方向性についても慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町長、教育長ともに丁寧なご回答、ご返答ありがとうございます。

それでは、初めの町管理外の施設における樹木や雑草の除去、管理について伺います。私は、お昼のときも滝川のところを通って帰りましたが、滝川の中州にやはり土砂が堆積しておりまして、川が一方通行のように流れている状態です。中州の雑木だったり雑草の上に、やはりペットボトルですとかごみが落ちておりまして、そのままの状態になっているのです。中州の堆積した土砂をやはり撤去しない限りはああした状態が続くのであろうと思います。以前は、あそこにカモですとかいろんな水鳥なんかが来て泳いでおりましたが、最近はその風景も見ることがなく、寂しい思いをし

ておりますが、やはり年に何回ということで見回りもしているということでお聞きしましたけれども、堆積した土砂はできるだけ除去できるように町のほうからも働きかけていただけるようにということの要望をしてみたいと思いますが、ご回答をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

新井議員のご質問に対する町長の答弁にもございましたように県の管理になります。伊勢崎土木事務所のほうに確認しましたところ、県の方針としましては、おおむね5年ごとに土砂の堆積状況の調査をしていると。その結果、緊急性の高い箇所から順次堆積した土砂を撤去をしているということですので。佐波伊勢崎管内を伊勢崎土木事務所が管理していますので、滝川以外の河川で土砂の堆積がひどいところ、そういったところを今現在やっているような状況で、また前回調査が令和2年ということなので、おおむね5年ごとという7年か8年頃、土砂の堆積の状況が調査されますので、それによって、一定の量を土砂が超えた場合には、県のほうで土砂の除去をするという予定でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 5年に1回でいいますと、かなりの量が堆積するのではないかと思います。そして、たまたま土砂を撤去している、した後も見たこともあります。橋から橋は大体150メートルか200メートルぐらいなのですよね。そうすると、橋から橋の間はきれいにしているのだけれども、次の橋から橋の間はそのままという状態も結構あるのです。どこからどこまでを5年に1回やっているのかということをごく疑問に思うのですが、150メートル、橋から橋の間だけやれば済むということではなくて、できればやはり一連で土砂が堆積しているものは撤去してほしいと思うのですが、私が見たときは橋から橋、そこだけでしたけれども、どのようにそれはなっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

5年に1度の調査のときに、現地を目視で確認して、また堆積が進んでいるものについては簡易的な測量を行って、堆積の状況によって除去を行うということですので、橋から橋とかではなくて、堆積が多いところを確認してやるということでございます。前回土砂の堆積の除去を行ったのが平成18年頃と。その際には、下流の東部工業団地のほうに向かう103号という下茂木の中を通るところの橋から丹土橋という南中学校の裏の辺りの橋まで、その区間については平成18年頃、土砂の堆積の除去を行ったということですので。それ以後も調査をしております、今現在であるとやはり一定量

まだ超えていないということで、土木事務所のほうは調査の結果とか、大規模な洪水とか、そういったことがあった場合について土砂の除去を行う計画であるとのことです。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 伊勢崎土木が管轄だということでありますけれども、町の職員の方も注意してそれを見ていただければと思います。

それから、県立女子大学、そして処理場のところのフェンスを乗り越えた雑木ですけれども、年に1回除去ということで、桜並木の桜を20本ほどこのたびきれいに切りましたよね。そうしますと、そのフェンスがよく見えるのですが、フェンスを処理場の雑木がもう覆っておりまして、物すごい量がツタと絡まって歩道まで出ております。その状況の確認はされたことありますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

私も結構通る道なので、よく確認はしております。確かに水質浄化センターの中の樹木関係の落ち葉とかもあつたりもします。道路管理者としまして、歩道とか道路のほうに出ているものについては、適宜依頼をかけまして除去していただくと。また、景観上問題があるようであれば、そういったご意見があるということをご直接伝えたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 既に水質浄化センターできてから30年、40年経過しております。そのときに植えた樹木が相当な高さになってきております。当然フェンスを乗り越えて、みんな来ておりますので、そういうものの撤去も随時、景観が悪くなっておりますので、要望していただきたいと思います。

そして、上之手地区では、年に1回処理場対策会議というのを設けております。そのときに町民の方からの要望で必ず雑木がフェンスを越えている、そしてツタが絡まっている、歩道まで出ているという意見が毎年町民の方から出ております。そして、落ち葉がたまった状態になっていると、これをどうするのだということが町民の意見として出ております。ですので、あそこに生活している方はいつもそれを見て感じているわけでありまして。ですから、その度に、はい、分かりましたということでやってくれているのかどうかちょっとよく分かりませんが、見る限りそんなにきれいになっている様子はないです。ですので、町民からの要望がその都度そういうふうに出されておりますので、その場所は注意して見ていただいて、そして歩道を覆ったりすることのないように、これはお願いし

たいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、こども家庭センターについて伺います。4月から開設されたこども家庭センターであります。大変相談が多いということ、100件を超える相談があるということで、不登校であったり虐待であったり、心身の発達であったり、大変今までどこに相談していいか分からないというような保護者の方たちの悩みが一気に、その家庭センターができたことによって、窓口として受け止めている箇所になっているかなというふうに思っておりますが、もちろんすぐ解決できる問題もあれば、これはもう長く時間がかかる問題もあると認識しております。どちらかといえば、すぐ解決できるというよりも、やはりとても長く時間がかかる問題を抱えている相談の窓口になっているのではないかなというふうに思いますが、一例としましては、どんな内容があるのか。そして、どのようにどこにつなげていくのかということをお教えください。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

例えば一番長く対応させていただいているかなというご家庭がありまして、そのご家庭で申し上げますと、小さい頃からずっと関わってきたご家庭なのですけれども、親御さんの子育てに対する不安感というのがとても強いようで、お子さんが小さいときから、学校に上がっても、ずっと長くご相談が続いているというケースもございます。例えばこども家庭センターは、4月からスタートしたのですけれども、4月から7月になるまでに50回対応させていただいているご家庭もございます。例えば電話ですとか、窓口、あとはケース会議ですとか、面談などいろいろさせていただいているのですけれども、学校ですとか、あとは保健センター、放課後児童クラブ、いろんな関係するところに一緒に入っていただきまして、そこのお宅の親御さんやお子さんのためにどんな方法を取るのかがいいのかと、少しでもいい方向に行けるように丁寧に相談に乗っているような状況でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今伺いまして、びっくりしましたね。1つの家庭で4月から50回もの相談を受けているということになりますと、ちょっと今井課長の心身ともに大丈夫でしょうかというふうに心配もしたくなるのでありますけれども、やはりそれだけ子育てに不安を持っている親御さんも多いという、これが現実なのかなというふうに思います。また、それには解決策がなかなか見いだせないということで不安を持ってそういうふうに相談されていると思いますが、それは一つの課だけではなくて、あとどのように例えばお医者さんですとか、そういうところに役場の中だけの問題ということではなくて、それを少しでも解決していく策を見いだすためにどのようにつながっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

例えば医療にかかっている場合でしたら、主治医の先生にも入っていただいて、一緒に相談に乗っていただくようなケースもございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 保健師さんですとか助産師さんですとか、そういう方も入れて、できる限りの対応をとということであると思うのですけれども、今後そうした相談が減っていくとは思われな  
いですよ。思われな  
いですよ、子供に関するということは。やはり増えていく傾向にあるのだと思うのです。それは、少子化で子供がととも減ってはいるのですが、それを抱えている不安ですとか、そういうものの件数はやはり多くなっているのかなというふうに思っています。やはり大家族の中で育っているという現状ではなくて、やはり孤立しているような、そして独り親世帯が増えているという中で、問題の解決を見いだせないという人がやはり多いのではないかなと。そして、それをどこに相談していいかわからないという家庭が多いのかなというふうに思います。4月からその取組があつて、今後も増えていくであろうというものを感じるので、これは1つの課だけではなくて、全課協力して、そして対策につなげていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。そして、課長も健康を害さないようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、認定こども園の話をしていきます。幼稚園ですと、文部科学省の所管で、そして学校教育の施設ということになります。それが保育所ですと、厚生労働省の管轄で、そして児童福祉施設という感じになってきます。ゼロ歳児から小学校の就学前の子供たちを預かるということで、保育を担当するという保育所になってくると思います。一方で、また少しずつ増えつつある認定こども園というのが、これがまた今度こども家庭庁というところが担当する、これは内閣府が担当ということで、みんなそれぞれがばらばらになって担当していくわけで、今国では幼保一元化ということで、働いても働かなくてもどの子でもいつでも受け入れるという子供の施設を増やそうというふうには言っていますが、現実問題として、これがなかなかそうした管轄が違うことによって、増えていかないということがあるかと思うのです。その辺教育長どのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） お答えいたします。

ただいま備前島議員のご指摘のとおり、これは今に始まったことではないのですが、管轄する省庁の違いによって、なかなか連携が十分に図れないことがいまだに続いております。またさらに、こども家庭庁という新たな柱が立ちまして、さらにまた複雑化しているという状況の中で、ただそういう

状況ではありますけれども、またもう一つの動きとして、幼稚園、保育所、こども園にそれぞれ施設の性格や成り立ちは違うけれども、保育内容、教育内容について、自治体として統一した共通の理念を持つべきであろうと、そんな動きも今、動いている、動き始めているところです。そんなところをにらみながら今後も施策を進めていきたいなという思いはあります。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 30年ほど前は、玉村町に2つ幼稚園がありましたけれども、大変人気で抽せんだったのです。抽せんが漏れてしまってどうしようという状態だったのです、30年、また25年ぐらい前は。それが今は現実を聞きますと、3分の1、4分の1という幼稚園児の数になってきておりまして、そして時代はこの25年ぐらいの間に少子化という言葉も出てきました。そして、子供が本当に少なくなっていく中で、けれども働く親が増えて、もうゼロ歳児からやはり預けたいということで、ゼロ歳、1歳の枠が取れなくて、待機児童が生まれているような現状ですよね。保育所の待機児童というのは何人ぐらいいますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

最近報道されたとおり、4月1日の段階で玉村町には待機児童が2人ございました。現在は解消されております。ただ、隠れ待機というお子さんたちがいらっしやいまして、どうしてもお兄ちゃんとかお姉ちゃんがここの保育所に行っているから、そこが空くまで待ちますというふうに、実際施設は空いているのですけれども、こちらの施設に入りたいので待ちますというお子さんたちはいらっしやいます。人数は申し訳ございません。ちょっとすぐに最新の状況が把握できていなくて申し訳ございません。20人くらいはいたような気がします。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ですから、上の子と同じ保育所に入りたいけれども入れないということで、違う保育所に通っているという、希望する保育所に入れないという待機児童のことを言っていますよね。そういう状態が続いているのですね。不思議なもので、少子化が進んでいる割には、保育所の待機児童は増えている状態でありまして、玉村町だけではないのですよね、これももちろん高崎市なんかも全てでありますけれども、やはりそういう問題を解決しないと、どうしても保育所探しで難航しているような状態で、次の子を考えようかという状態にはやはりならないのです。働く親の身になってみると、朝夕の保育所に送っていく時間、手間、そういうものを考えますと、本当にそこで15分、30分取られるということは、それはもう少子化にもつながっていきますよね。それを思うと、そう

いうことの解決からしなくては、国が取り組まなくては、もう幾ら少子化、少子化と何度叫んでみても、やはり進む一方ですよ。そういうことを考えますと、これからも少子化は転がるように進んでいくのではないのかなというふうに思いますが、現実問題としまして、玉村町に1つある幼稚園の園児の数が減っている。さて、それで幼稚園の存続をどうしようかというところに来ていると思うのですけれども、実際この幼稚園を認定こども園に移行していくというふうに仮定した場合に、その手順というのはどのようにしていくのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

今年度は、子ども・子育て支援の事業計画策定の年でございます。策定のための作業を進めているところでございます。新たな保育施設の誘致についても審議を進めておりまして、施設内容は計画と連動しているわけでございます。庁舎内におきましても、保育関連施設の再編会議というのをつくりまして、協議を進め始めたところでございます。その内容は今後の方向性であったり、課題の洗い出しですとか、そのためのスケジュールですとか、いろいろ今協議を進めているところでございます。子ども・子育て会議や保育所運営委員会などにその都度諮りながら、委員の皆さんのご意見を伺いながら進めているところでございます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 実際認定こども園にしていこうとしますと、資金の面もありますし、そして園庭の面積などもあると思います。また、保育士の資格の持っている保育士も入れなくてはならない。幼稚園と違って、さらに幅を広げて子供を受け入れられる状態になるとは思いますが、施設の大きさですとか、また給食の提供するための給食室をどうするかとか、そうした様々な問題が出てくるわけです。ですから、簡単に幼稚園をすぐ認定こども園にするということがなかなかできないわけです。いろんな過程を踏まないといけないわけです。ただ、玉村町で暮らします子供たちにとってみれば、幼稚園も保育園も子供にとってみたら、楽しく遊べたりする場所で、お友達をつかって遊べる場所でありましてけれども、入る施設によってそれぞれの基準が全部違ってくるところで、ハードルが非常に高いのではないかなというふうに思います。手続だけして、この幼稚園をすぐに認定こども園として認めてくださいとあって、すぐ募集をしますよというふうにならないところが難しいところであると思うのですけれども、やはりそういう問題も全部クリアしていかないといけないわけがあります。

第5保育所の跡地というのは今どのようになっているのでしょうか。そして、今後どのような活用を考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

[総務課長 齋藤善彦君発言]

◇総務課長（齋藤善彦君） 第5保育所の跡地ということですが、現在は建物を壊して更地の状態です。役場内におきまして、どこか有効活用ができる場所があるかというふうにご各課に尋ねたところ、現在では特に利用したいというところがないので、今後時期を見ながら売却のほうに向かうのではないかと現在は思っております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番（備前島久仁子君） 民間の保育所を1つ誘致するつもりでいると思うのですが、第5保育所の跡地の活用ということはできないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

[子ども育成課長 今井理恵子君発言]

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

第5保育所の跡地ということで、確かに保育所はあったのですが、現在ハザードマップを見ていただくと分かるのですが、浸水想定区域に入っておりまして、新たに子供の施設をつくるには適していないと考えておりまして、そこにつくるということは考えておりません。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番（備前島久仁子君） ということは、これから民間の保育所の誘致をする場合も、土地からということになっていくわけですね、なるほど。そうですか。いろんな課題があるわけですが、町は公設公営の保育所をなるべくでしたらば、その民間を受け入れていくという方向に進んでいくのかと思うのですが、町長その辺はどのように考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

[町長 石川眞男君発言]

◇町長（石川眞男君） 保育所の誘致、それから玉村幼稚園をはじめとした教育や保育施設の再編をやはりトータルで考えて進めて、地域バランスとかいろんなものを勘案しながら対応していこうと思っておりますので、今そのことに動き出したところですので、またこの場で具体的なことは言える段階ではないです。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

[7番 備前島久仁子君発言]

◇7番（備前島久仁子君） 待機児童が多いからといって、保育所をむやみに誘致すればいいというものではなくて、人口はどんどん、どんどん減っていく状態にありますので、将来的なものも鑑みてこれから検討していくのであるかと思っておりますので、何とかその待機児童の問題、そして幼稚園の問題、そこも将来的にどうするかということもだんだん考えていかなければならない時期に来ているかなと

いうふうには感じております。分かりました。

それでは、子ども食堂について伺います。先ほども丁寧にご回答いただきました。玉村町では、今6か所で子ども食堂を行っております。学校毎にそれぞれ子ども食堂があるということはすばらしい取組であって、これは小さなコンパクトシティの玉村町だからできることかなというふうに思います。高崎市では到底そんなことは取り組んでいない状態でありますよね。私も南小学校区の子ども食堂にできるだけ足を運んで、そして参加しております。大体スタッフの方が七、八名、朝早くからやはりお昼のために、あらゆる食材で作ってくださって、もうこれカレーならカレーだけでいいのですけれども、そのほかにも総菜をたくさん作ってくださってもてなすという感じでもてなしてくれています。フードバンクから、そして地域の農家の方から、そしてパン屋さんからもたくさんのパンを持ってきてくださって、帰りには皆さんにお土産として提供しているのです。七、八名のスタッフの方、ただ南小学校のところの子ども食堂は何せ子供がちよっと少なくて、毎回六、七名、そして親御さんも入れて、それと南小学校のところの子ども食堂は、また長寿会の方ですとかおひとり暮らしの高齢者の方も200円を払って活用しているということで、時には終わった後に子供たちと高齢者の方と一緒にゲームをしたりして、何か居場所のような形になってとてもいい雰囲気になっています。子ども食堂の本来の目的は、やはり独り親ですとか困窮者ということのために始まった事業であるかと思うのですが、功を奏して地域の方がそうやって来て、そして交流して、独り暮らし高齢者の方にもこれはとてもいい時間ではないかなと。月に1回ですけれども、みんなと一緒に御飯を食べれるということといい機会ではないかなというふうに喜んでおります。ただ、ちよっと参加者が少ないかなと。もう少し呼びかけをして、困窮者でなくてもちよっとみんなと食べたいなとかそういうときに利用できるような呼びかけですよね。それをもう少ししたらいいのではないかな、みんなで食べた後もかなりの食材が余っているので、もったいないのです。ですので、呼びかけをしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） すみません。私のほうからお答えするのが適切かどうか、失礼ですが、今のお話を聞いて、南小の子ども食堂に限らず、これからの子ども食堂の在り方という点で大変大きな示唆をいただいたような気がします。そんなすばらしい取組をしてくださっているところに、定期的に通っている子供たちはそのよさを認識されていると思いますが、まだそういった活動内容を知らない子供たち、またその保護者も多々いらっしゃるということは容易に推測ができます。私たちが子ども食堂の運営に直接タッチしたり支援することはなかなか難しい面もありますが、今のお話のように、小学校の子供たちが、中学校もそうですけれども、お世話になっているということを考えますと、何らかの、小学校を通してのといいましょうか、小学校への情報提供、小学校からの情報提供、そんなものは無理のない範囲で可能になってくるのではないかなと。たくさん子供を集めることが一つの目

的になると、またいろんな様々な問題や負担も生じてまいります、そんなところならば、ぜひ行ってみたい、行って見たら本当によかった、そんなふうにしてもらえる子供や親御さんが1人でも2人でも増えてくることにつながればと思って、またちょっと町内の小学校と学校教育課、協議をしてみたいなと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 子ども食堂に運営してくださっているスタッフの方というのですか、そういう方というのはどのように募集をされて集まってきてくださっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君発言〕

◇教育長（鈴木寛史君） 私もあまり詳しいことを存じ上げているわけではないのですが、もう本当にもともと小学校の先生たちが、あとスタッフの方が非常に中心となっていて、また声をかけながら有志を募ってくださっていると、そんなふうなところを承知しておりますが、正式に町としてのスタッフの募集ということではございません。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 南小区の子ども食堂のスタッフの方は、玉村町在住の方ではほぼほぼないのです。藤岡市などから来てくださって、やっしてくださっているのです。月1回ですけれども。そして、今まで上之手と宇貫と1か月置きに行ったり来たりだったのですけれども、お鍋とか釜とかが大変重いものですから、それを毎回運ぶのが大変だということで、今は上之手の公民館にお皿とか全部それを置かせてもらっていて、大変ありがたいですよというふうに言っていましたけれども、なので持ち運びがない分、助かっているということでした。相当な数の御飯を炊きますし、カレーなんかも大変な量を作るものですから、あれをまたお鍋を洗って違う会場にという大変ですから、そこでできるだけ置かせてもらってやっているということで、今は上之手の公民館だけになりましたけれども、どうぞ皆様も一度子ども食堂に足を運んでいただいて、そして一緒に楽しんでいただくという、そういう時間も取っていただければ、また何かの発見になるかと思っておりますので。

今フードバンクからもうまくこの食材が供給されて回っています。先日は、提供してくださる農家の方を招いて、文化センターで子供たちがお料理を作って、お米なんかを提供してくださる農家の方たちに提供したのです。そういう逆の、いつもありがとうございますという還元があったので、私もそこに行ってみましたら、やはり農家の方たちも大変喜んでいましたし、また子供たちの交流、そしてこういう方からお米を寄附してもらっているのだなということ子供たちも分かりますので、ああいう交流も続けていただければなというふうに思いますので、皆さんもぜひ一度子ども食堂のほうに

足を運んでみてください。町としましては、各学校区にそういうことがあるということで、これはもう子供支援だけではなくて、また地域の居場所づくり、そしていいものができているなというふうに感じましたので、今日は質問をさせていただきましたので、今後ともよろしくお願いいたします。一般質問を終わります。



## ○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日9月4日水曜日は、午前9時までに議場へ参集ください。

ご苦労さまでした。

午後4時29分散会